

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。



出身国情報報告書

インド

---

2010 年 1 月 4 日

英国国境庁  
出身国情報局

---

## 目次

---

### 序文

### 最新のニュース

2009 年 12 月 7 日から 2010 年 1 月 4 日までの出来事

2009 年 12 月 7 以降に公表又はアクセスされたインドに関する報告

#### 項目

### 背景情報

|                                     |      |
|-------------------------------------|------|
| 1. 地理 .....                         | 1.01 |
| 地図 .....                            | 1.10 |
| 2. 経済 .....                         | 2.01 |
| 3. 歴史 .....                         | 3.01 |
| 4. 最近の展開 .....                      | 4.01 |
| Mumbai 市で発生したテロ攻撃、2008 年 11 月 ..... | 4.04 |
| 総選挙 2009 年 4 月から 5 月 .....          | 4.09 |
| 5. 憲法 .....                         | 5.01 |
| 6. 政治体制 .....                       | 6.01 |

### 人権

|                            |       |
|----------------------------|-------|
| 7. 序論 .....                | 7.01  |
| 国連条約 .....                 | 7.05  |
| 8. 国内の治安状況 .....           | 8.01  |
| 9. 治安部隊 .....              | 9.01  |
| 警察隊 .....                  | 9.01  |
| 内務省に所属する準軍事部隊と中央警察組織 ..... | 9.13  |
| 国軍 .....                   | 9.15  |
| 防衛省に所属する準軍事部隊 .....        | 9.18  |
| その他の部隊 .....               | 9.19  |
| 治安部隊による人権侵害 .....          | 9.21  |
| 超法規的処刑 .....               | 9.24  |
| 恣意的逮捕と拘禁 .....             | 9.30  |
| 拷問 .....                   | 9.34  |
| 苦情処理機関 .....               | 9.40  |
| 10. 兵役 .....               | 10.01 |
| 11. 非政府武装集団 .....          | 11.01 |
| 武装集団の概観 .....              | 11.01 |
| 人権侵害 .....                 | 11.12 |
| 12. 司法 .....               | 12.01 |
| 組織 .....                   | 12.01 |
| 最高裁判所 .....                | 12.02 |
| 高等裁判所 .....                | 12.03 |
| 即決裁判所 .....                | 12.05 |

|                                                                          |       |
|--------------------------------------------------------------------------|-------|
| ロク・アダラト(国民の調停所).....                                                     | 12.07 |
| 司法の独立 .....                                                              | 12.10 |
| 司法の腐敗 .....                                                              | 12.14 |
| 未処理事件 .....                                                              | 12.17 |
| 公正な裁判 .....                                                              | 12.20 |
| 法律扶助の提供.....                                                             | 12.23 |
| 刑法 .....                                                                 | 12.27 |
| 刑事訴訟法 .....                                                              | 12.30 |
| 13. 逮捕と拘禁—法的権利 .....                                                     | 13.01 |
| 一般規定 .....                                                               | 13.01 |
| 治安法.....                                                                 | 13.03 |
| 軍特別権限法 (AFSPA) .....                                                     | 13.03 |
| 国家安全保障法(NSA).....                                                        | 13.07 |
| テロ防止法(POTA) / 非合法活動防止法(UAPA) .....                                       | 13.11 |
| JAMMU・KASHMIR 州: 治安法.....                                                | 13.14 |
| Jammu・Kashmir 州の軍特別権限法.....                                              | 13.14 |
| 公安法 .....                                                                | 13.15 |
| 14. 刑務所の現状.....                                                          | 14.01 |
| 15. 死刑 .....                                                             | 15.01 |
| 16. 政治的所属 .....                                                          | 16.01 |
| 政治的発言の自由.....                                                            | 16.01 |
| 結社と集会の自由.....                                                            | 16.02 |
| 野党と政治活動 .....                                                            | 16.04 |
| 17. 言論とメディアの自由 .....                                                     | 17.01 |
| ジャーナリストの扱い .....                                                         | 17.08 |
| 18. 人権機関、人権組織及び人権活動家.....                                                | 18.01 |
| National and state human rights commissions.....                         | 18.01 |
| 人権擁護 NGO と活動家.....                                                       | 18.06 |
| 19. 汚職.....                                                              | 19.01 |
| 20. 信教の自由 .....                                                          | 20.01 |
| 概観 .....                                                                 | 20.01 |
| 宗教的動機に基づく暴力と宗派間の緊張 .....                                                 | 20.08 |
| Jammu・Kashmir 州.....                                                     | 20.13 |
| テロ組織による攻撃 2008-2009 .....                                                | 20.16 |
| 2002 年に Gujarat 州で発生した暴動(最新版) .....                                      | 20.17 |
| 2002 年に Uttar Pradesh 州 Ayodhya で発生した Babri Masjid<br>モスク破壊事件 (最新版)..... | 20.21 |
| 異宗教間の婚姻 .....                                                            | 20.23 |
| 改宗 .....                                                                 | 20.25 |
| ムスリム .....                                                               | 20.29 |
| キリスト教徒.....                                                              | 20.36 |
| シク教徒と Punjab 州.....                                                      | 20.42 |
| シク教と歴史的背景 .....                                                          | 20.42 |
| Punjab 州で活動する過激派集団 .....                                                 | 20.48 |
| Punjab 州における人権問題の懸念事項 .....                                              | 20.51 |
| 治安部隊警官の起訴 .....                                                          | 20.54 |
| シク教徒の国内移住 .....                                                          | 20.57 |
| 仏教徒とジャイナ教徒 .....                                                         | 20.65 |
| 21. 『指定』カースト・部族.....                                                     | 21.01 |

|                                         |       |
|-----------------------------------------|-------|
| 背景:                                     |       |
| カースト制度: ダリット .....                      | 21.01 |
| 部族民 (Adivasi) .....                     | 21.06 |
| 憲法及び法律上の措置 .....                        | 21.09 |
| 22. 女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者及び性同一性障害 (LGBT) 者 | 22.01 |
| 法的権利 .....                              | 22.01 |
| 社会的態度と政府の姿勢.....                        | 22.05 |
| 性同一性障害者コミュニティ .....                     | 22.11 |
| LGBT コミュニティ支援組織.....                    | 22.15 |
| 23. DISABILITY .....                    | 23.01 |
| 24. 女性.....                             | 24.01 |
| 概観 .....                                | 24.01 |
| 社会経済指標.....                             | 24.09 |
| 法的権利 .....                              | 24.10 |
| 政治的権利 .....                             | 24.14 |
| 女性政治家.....                              | 24.12 |
| 社会的権利と経済的権利.....                        | 24.14 |
| 職場における女性の地位 .....                       | 24.14 |
| ジェンダー不均衡 – 女兒殺し .....                   | 24.17 |
| 婚姻と離婚.....                              | 24.22 |
| 持参金 .....                               | 24.26 |
| 女性に対する暴力.....                           | 24.30 |
| 家庭内暴力 .....                             | 24.33 |
| 強姦.....                                 | 24.37 |
| その他の形態の暴力及び嫌がらせ .....                   | 24.42 |
| 警察の保護 .....                             | 24.45 |
| 女性支援組織 .....                            | 24.47 |
| 女性の健康 .....                             | 24.54 |
| 妊婦管理と産後ケア .....                         | 24.56 |
| 25. 児童 .....                            | 25.01 |
| 概要 .....                                | 25.01 |
| 立法及び政府の政策.....                          | 25.05 |
| 幼児婚.....                                | 25.08 |
| 児童に対する暴力.....                           | 25.10 |
| 児童労働 .....                              | 25.12 |
| 教育 .....                                | 25.18 |
| 保育及び保護.....                             | 25.21 |
| 児童養護施設 .....                            | 25.24 |
| 健康問題 .....                              | 25.27 |
| 26. 人身売買 .....                          | 26.01 |
| 27. 医療問題.....                           | 27.01 |
| 治療及び薬品の利用可能性の概要 .....                   | 27.01 |
| HIV/エイズ – 抗レトロウイルス治療.....               | 27.09 |
| ガンの治療 .....                             | 27.13 |
| 腎臓透析 .....                              | 27.14 |
| 精神衛生 .....                              | 27.15 |
| 豚インフルエンザ.....                           | 27.25 |
| 28. 人道上の問題.....                         | 28.01 |
| 29. 移動の自由 .....                         | 29.01 |

|                           |       |
|---------------------------|-------|
| 30. 国内避難民 (IDPs) .....    | 30.01 |
| 救援キャンプ .....              | 30.02 |
| 児童の IDP .....             | 30.04 |
| 31. インドの難民.....           | 31.01 |
| 32. 市民権と国籍.....           | 32.01 |
| 出入国手続き .....              | 32.04 |
| 33. 偽装及び不正により取得した公文書..... | 33.01 |
| 34. 就職する権利.....           | 34.01 |

## 附録

附録 A - 主な出来事の年譜

附録B - 政党

付録C - (インド政府により) 非合法化されたテロリスト/反政府勢力

付録 D - その他の組織/反政府勢力/過激派集団

付録E - 政界重要人物

付録 F - 略語リスト

付録G - 参照研究資料

## 序文

---

- i この出身国情報に関する報告書(COI Report) は、庇護/人権関連の決定プロセスに關与する職員の利用に向けて、英国国境庁(UKBA)のCOI局が作成した。同報告書は、イギリスで請求される庇護/人権申請において最も共通して提起される問題について、全般的な背景情報を提供する。報告書の本文には2009年12月6日時点で利用可能な情報が掲載される。「最新ニュース」の項にはさらに、2009年12月7日から2010年1月4日までにアクセスされた事件及び報告書に関する簡略な情報を掲載する。この報告書は2010年1月4日に公表された。
- ii この報告書は広い範囲の公認外部情報源から作成された資料を総括したものであり、UKBAの意見又は政策を一切含むものではない。報告書に掲載されるすべての情報は本文全体にわたって、最初の情報源の出典資料に帰属し、庇護/人権関連の決定プロセスに取り組む職員が利用できるになっている。
- iii 同報告書は庇護及び人権申請で提起される主な問題に焦点を当てた特定の出典資料を簡潔に要約することを目的とする。詳細な調査或いは包括的調査を意図したものではない。詳細な説明については、関連する出典文献を直接検討するとよいだろう。
- iv COI報告書の構成及び形式は、特定問題に関する情報への迅速な電子アクセスを必要とし、必要な主要項目を直接閲覧するために目次頁を利用するUKBAの意思決定者、ならびに申請提示担当官が使用する様式に合わせている。重要な問題はたいていの場合、専用の項目で多少とも掘り下げて取り上げられる他、他の項でも簡単に言及される場合がある。従って報告書の構成にはいくつか重複する箇所がある。
- v このCOI報告書に掲載される情報は、情報源の文献から特定できるものに限定される。特殊な話題に関連するすべての局面を網羅するために全力を尽くしているが、必ずしも関連情報を入手できるとは限らない。これにより、同報告書の掲載情報が実際に記述される範囲以上のことを含意すると解釈してはならないことが重要である。例えば、特殊な法律が可決されたという記述がある場合、記述がない限り有効に実施されたと解釈されてはならない。

- vi 上述の通り、この報告書は信頼できる多くの情報筋が作成した資料の総括である。報告書を取りまとめるに当たっては、異なる出典文献ごとに提供された情報間の矛盾を解決する試みは行われなかった。例えば、出典文献ごとに、記載される個人、場所及び政党名の訳語や表記が異なることはよくあることである。COI 報告書は表記の一貫性を生むことではなく、情報筋の出典文献で用いられた表記を忠実に反映することに主眼を置いている。これと同様に、数字もそれを提供した出典文献ごとに異なることがあるため、出典元の本文通り単純に引用した。「原文通り」という用語は本書では、引用された本文の誤った表記又は誤字を示す目的でのみ使用した。つまり、その使用は、資料の内容に関する意見を含意するためのものではない。
- vii 報告書は実質的に過去 2 年間に発行された出典文献に基づいている。ただし、直近により近い文献では入手できない関連情報を掲載するという理由から、それより古い出典文献が一部掲載された可能性もある。出典はすべて、この報告書が発行された時点で関連があるとみなされた情報を掲載するものである。
- viii この COI 報告書及び添付する出典資料は公文書である。COI 報告書はすべて、内務省ウェブページの RDS 欄上で公表されており、本報告書に関しては、出典資料の大部分がパブリックドメインで常時閲覧できる。同報告書で特定される出典文献が電子形態で閲覧可能な場合は、それに関連するウェブリンクがアクセス歴の日付と共に記載される。官庁又は購読サービスが提供する文献等の、アクセス可能性の低い出典文献の複製は、要請に応じて COI から入手することができる。
- ix COI 報告書は庇護受入国上位 20 カ国について定期的に公表される 21 位以下の庇護受入国に関しては、運用上の必要に従って COI 重要文献が作成される。UKBA 職員も情報要請サービスに常時アクセスし、特定の調査を要求することができる。
- x COI 局はこの COI 報告書を作成するに当たって、利用可能な出典資料の正確かつ偏りのない要約を提供することを目指した。この報告書に関する意見又は出典試料の追加に関する提言は常時受け付けており、以下の通り UKBA まで送付されたい。

出身国情報局

UK 国境庁 Border Agency

Block B, Whitgift Centre

15 Wellesley Road

Croydon, CR9 1AT

United Kingdom

電子メール: [cois@homeoffice.gsi.gov.uk](mailto:cois@homeoffice.gsi.gov.uk)

ウェブサイト: [http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country\\_reports.html](http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country_reports.html)

## 国別情報独立諮問団体

- xi 国別情報独立諮問団体(IAGCI)は、UKBA の出身国情報資料の内容について UK 国境庁の主任調査官に勧告を行う意図で 2009 年 3 月に同調査官によって設立された。IAGCI は UKBA の COI 報告書、COI の重要文書その他の出身国情報資料に関するフィードバックを歓迎する。IAGCI の職務に関する情報は、同調査官のウェブサイト <http://www.ociukba.homeoffice.gov.uk> で閲覧可能である。
- xii この職務過程において、IAGCI は選定された UKBA の COI 文書を見直し、この文書に特定したより一般的な勧告を提示する。IAGCI 又は国別情報諮問会議(2003 年 9 月から 2008 年 10 月までに UKBA の COI 資料を調べた民間組織)が見直した COI 報告書及びその他の文書の総覧は、<http://www.ociukba.homeoffice.gov.uk/>で入手できる。
- xiii 注意 : IAGCI の役割は UKBA の資料や手順を擁護することではない。同団体が検討した一部の資料は、猶予のない上訴 (NSA) リストに指定若しくは指定が提案される国に関係する。かかる場合は、同団体の職務はある特定の国を NSA に指定する決定又は提案、若しくは NSA のプロセス自体に関する決定若しくは提案に賛同する含意を示すことと解釈してはならない。

## 国別情報独立諮問団体の連絡先

Office of the Chief Inspector of the UK Border Agency

4<sup>th</sup> floor, 8-10 Great George Street,

London, SW1P 3AE

電子メール : [chiefinspectorukba@homeoffice.gsi.gov.uk](mailto:chiefinspectorukba@homeoffice.gsi.gov.uk)



ウェブページ : <https://www.ociukba.homeoffice.gov.uk/>

## 最近のニュース

---

### 2009 年 12 月 7 日から 2010 年 1 月 4 日までの出来事

12 月 30 日      インド領 Kashmir で準軍事組織 Central Reserve Police Force の警官 4 人が死亡。

BBC News: 2009 年 12 月 30 日 Kashmir で発生した衝突で 4 人が死亡

[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south\\_asia/8435077.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/8435077.stm)

12 月 23 日      インド政府は長期観光査証の規則を厳格化し、インドを出国後 2 カ月以内の観光査証での再入国を禁止した。これまでの規則では、長期査証で滞在する観光客は 180 日ごとに出国することが義務付けられていたが、近隣諸国を短期訪問する方法でこの要件を満たす者が多くなっただけだった。

BBC News: インドの査証規則変更で苦情発生。2009 年 12 月 23 日

[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south\\_asia/8427798.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/8427798.stm)

12 月 18 日      Bharatiya Janata Party (BJP) の Lal Krishna Advani が下院野党総裁を辞任。後任は Sushma Swaraj 前 Delhi 州首相。

*The Hindu*: Advani が野党総裁を辞任。

<http://thehindu.com/2009/12/19/stories/2009121950390100.htm>

12 月 18 日      Manmohan Singh 首相は、コペンハーゲンでの気候変動会議において、インドは 2020 年までに対 2005 年比 20-25% 減の二酸化炭素削減を約束すると述べた。

*The Hindu*: Manmohan、削減幅の拡大を宣言、2009 年 12 月 18 日

<http://www.hindu.com/2009/12/18/stories/2009121858080100.htm>

12 月 18 日      インド陸軍は、州内の治安改善を考慮して Jammu・Kashmir 州から 30,000 人の兵を撤退させた。

Agence France-Presse: インド政府が Kashmir から主要部隊の撤退を発表、2009 年 12 月 18 日。

[http://www.google.com/hostednews/afp/article/ALeqM5jyT-nyyGm\\_1LZQ-W9CE0rrBL\\_uGQ](http://www.google.com/hostednews/afp/article/ALeqM5jyT-nyyGm_1LZQ-W9CE0rrBL_uGQ)

12 月 11 日

内務相 GK Pillai の正式な発表によれば、政府は Andhra Pradesh 州の 2 分割して Hyderabad を州都とする Telangana 州の新設案を支持した。この州分離を求める推進運動は 50 年間にも及ぶもので、Darjeeling 市のネパール語族 Gorkha コミュニティ代表及び Telangana の経済開発は Andhra の富裕地域及び有力地域の優先化の犠牲になったと主張する運動加盟者の支持を受けてきた。しかし、Andhra Pradesh 州民の多くは分割に反対しており、100 人を超える異なる党派の州議院議員がこの計画に抗議する意図で辞任した。州分離をめぐって賛成派と反対派による大衆抗議デモやストライキが発生した。

BBC News: インド政府、Telangana 州の新設を確約、2009 年 12 月 11 日

[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south\\_asia/8407332.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/8407332.stm)

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

## 2009 年 12 月 7 以降に公表又はアクセスされたインドに関する報告

### Asian Human Rights Commission (AHRC)

[AHRC-SPR-003-2009] 人権報告書 2009、『インド編: 民主主義の危機』

<http://material.ahrchk.net/hrreport/2009/AHRC-SPR-003-2009-India-HRReport2009.pdf>

2009 年 12 月 10 日公表

### Human Rights Watch

攻撃される学校教育: インド Bihar 州及び Jharkhand 州で発生したナクサライトによる  
学校妨害攻撃と警察による学校占拠

<http://www.unhcr.org/refworld/country,,,IND,,4b1fcbf42,0.html>

(Accessed via UNHCR Refworld)

2009 年 12 月 9 日公表

### Committee to Protect Journalists

刑務所年間調査 2009: インド

<http://www.cpj.org/asia/india/>

2009 年 12 月 8 日

目次に戻る  
出典リストへ

## 背景情報

---

### 1. 地理

- 1.01 インド共和国の総面積は、印パ間で分割された Jammu・Kashmir 州全域を含め 3,287,263 平方キロメートルである (Europa World Online)。[1] (面積と人口) パキスタンとは北西をインド、北東側をビルマ(ミャンマー)、そして東をパキスタンと接している。北はチベット、ブータン及びネパールと接する (Europa World Online)。 [1] (位置、気候、言語、宗教、国旗、首都)
- 1.02 米国 State Department のインドに関する背景説明によれば、インドの人口は 2009 年に 11 億 7000 万人に達した。[2a] Economist Intelligence Unit (EIU)が 2008 年 6 月 10 日付けのインドカントリープロファイル 2008 の中で述べたところでは平均人口増加率は減少傾向にあり、「2000-07 期の人口増加率は年平均 1.5% で、1990 年代の年平均 1.9%、1980 年代の 2.1%及び 1960 年代の 2.3% をいずれも下回った... ただし、[出生率]は大きな地域差がある。」 [16b] (p11-12) 同プロファイルによれば、「インドはアジアの他の開発途上国に比べて都市化が遅れており、インド国民の 60%は人口 5,000 人未満の村落地域に居住する。しかし、農村から都市部への移住率は上昇している。2001 年時点で、総人口に占める都市人口の割合は 28% で、1990 年代半ばの 25%を上回っており、2025 年前後には 36%に達する見込みである。」 [16b] (p11-12) United Nations Population Fund (UNFPA)のウェブサイトの記録によれば、「総人口のおよそ 3 分の 2 が沿岸州と、Himachal Pradesh 州及び Haryana 州の西側からバングラデシュに隣接する West Bengal 州東側まで延びる Gangetic 平野沿いに集中している。この人口密集地域の人口密度は 1 平方キロメートル当たり 500 人を超える。」 [10b]
- 1.03 首都は New Delhi (2001 年の国勢調査で人口 1 億 2800 万人)である。 その他の主要都市は、旧 Bombay の Mumbai (1 億 6400 万人)、旧 Calcutta の Kolkata (1 億 3200 万人)、旧 Madras の Chennai(640 万人)、Bangalore (570 万人)、Hyderabad (550 万人)、Ahmedabad (500 万人)及び Pune (400 万人)である (USSD 背景説明、2009 年 11 月) 。 [2a]
- 1.04 インドは 28 州と 7 つの連邦政府直轄地から構成される。州は Andhra Pradesh 州、 Arunachal Pradesh 州、 Assam 州、 Bihar 州、 Chhattisgarh 州、 Goa 州、

Gujarat 州、Haryana 州 Himachal Pradesh 州、Jammu 州及び Kashmir 州 Jharkhand 州、Karnataka 州、Kerala 州、Madhya Pradesh 州、Maharashtra 州、Manipur 州、Meghalaya 州、Mizoram 州、Nagaland 州、Orissa 州、Punjab 州 Rajasthan 州、Sikkim 州、Tamil Nadu 州、Tripura 州、Uttar Pradesh 州、Uttaranchal 州及び West Bengal 州である(インド政府ウェブサイト、日付不明)。  
[24e] 連邦直轄地は Delhi、Andaman・Nicobar 諸島、Chandigarh、Dadra 及び Nagar Haveli、Daman・Diu、Lakshadweep そして Pondicherry.である。(インド政府、州と連邦直轄地(日付不明)) [24e]

- 1.05 インド国民は著しく多様で、言語、宗教、カースト及び階級で差別化される。(EIU カントリープロファイル 2008). [16b] p12) EIU のカントリープロファイルによれば、「インドの公用語はヒンディー語であり、人口の 30%の第 1 言語である。インドには 14 の公用語がある。これはベンガル語、テルグ語、マラーティー語、タミル語、ウルドゥー語、グジャラート語、マラヤーラム語、カンナダ語、オリヤー語、パンジャビ語、アッサム語、カシミール語、シンディ語及びサンスクリット語である。英語は第二言語として実業界で広く使われている。[16b] (p2) 憲法 348 条の規定により、最高裁判所と高等裁判所の全法的手続き、並びに議会の法案及び法令は英語表記でなければならない。[24c] 識字率について見ると、2001 年度国勢調査の指摘により、15 歳超人口の 61% – 内訳は男性のおよそ 73%と女性の 48% – に読書き能力があった。(2009 年 11 月 11 日に更新された CIA World Factbook) [35] 1947 年の独立時における成人識字率はわずか 18%であった。(World Police Encyclopedia) [110] (p377)
- 1.06 2001 年の国勢調査では、宗教的帰属も調査され、それによれば、人口の 80.5% はヒンドゥーであり、13.4%がムスリム、2.3%がキリスト教徒、1.9%がシク教徒である。2000 年の推定によれば、人口の 72%がインド・アーリア族で、次いで 25%がドラビダ属、3%がモンゴロイド属その他部族と続く。(CIA 2009 年 11 月 11 日) [35]
- 1.07 インドの主な鉱物資源は石炭、鉄鉱石及びボーキサイトである。石油とガスほぼ全面的に輸入に依存している。石炭は重要な動力源で、2007 年の石炭火力発電所は全発電所の 62%を占めた。(EIU カントリープロファイル 2008) [16b] (p13, 16)

1.08 EIU カントリープロファイル 2008 によれば、「灌漑農地は農耕地の 3 分の 1 未満で、農業生産高はモンスーン期の降雨量によって毎年異なる... インドの [年間降雨量] の 80% は 6 月半ばから 9 月の 3 カ月間にモンスーンによりもたらされる。2 度目の北東モンスーン期は 10 月半ばから 12 月にかけて発生し、降雨量はこれより少ない。[16b] (p20-21) 2009 年にインドに発生したモンスーンは過去 40 年間で最低の降雨量を記録した。この結果、2009 年 11 月には主要食糧価格が高騰した。(EIU 国別報告書、2009 年 11 月) [16a] (p16)

1.09 以下に、2010 年のインドの国定祝祭日を記載する。これ以外にも、特定の地域又は州で祝われる休日や祭日がある。

|                |                            |
|----------------|----------------------------|
| 1 月 26 日       | 共和国記念日                     |
| 2 月/3 月*       | Mahashivratri              |
| 2 月 26 日       | Milad-Un-Nabi (預言者生誕日)     |
| 4 月 2 日        | 聖金曜日                       |
| 4 月 5 日        | イースターマンデー                  |
| 4 月*           | Mahavir Jayanthi           |
| 4 月 28 日       | ブッダ生誕祭                     |
| 8 月 15 日       | 独立記念日                      |
| 8 月*           | クリシュナ生誕祭                   |
| 9 月 10～11 日    | Id ul Fitr (ラマダン(断食)明け)    |
| 10 月 2 日       | Mahatma Gandhi 生誕祭         |
| 9 月/10 月*      | Dussehra 祭(Vijaya Dashami) |
| 11 月 2 日       | Guru Nanak 生誕祭             |
| 11 月 5 日       | Deepavali 又は Diwali (光の祭典) |
| 11 月 16 日～17 日 | Idul Zuha/Bakrid (謝肉祭)     |
| 12 月 7 日       | Muharram (イスラム教の元旦)        |
| 12 月 25 日      | クリスマス                      |
| 12 月 26 日      | ボクシングデー(クリスマスの翌日)          |

\*日付不確認 (iExplore、2009 年 12 月 20 日アクセス) [125]

iExplore によれば、上記の日付はインドの祝祭日で、この日はインドの官公庁は全国的に休日になる。共和国記念日、独立記念日及び Mahatma Gandhi 生誕祭の世俗的な祝日は全国一律で行われる。一般的傾向として、インドのこれ以外の国民の祝日は、地域ごとに行われる。この他にも特定の州で休日になる祭

典が多数あるが、日程は年によって変わることがある。(iExplore ウェブサイト、2009 年 12 月 20 日アクセス) [125] (注：ムスリム、キリスト教徒、仏教徒及びシク教徒 – 当然ながらヒन्दゥー – の祝祭日はインドの国定休日である。)

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)



## 地図

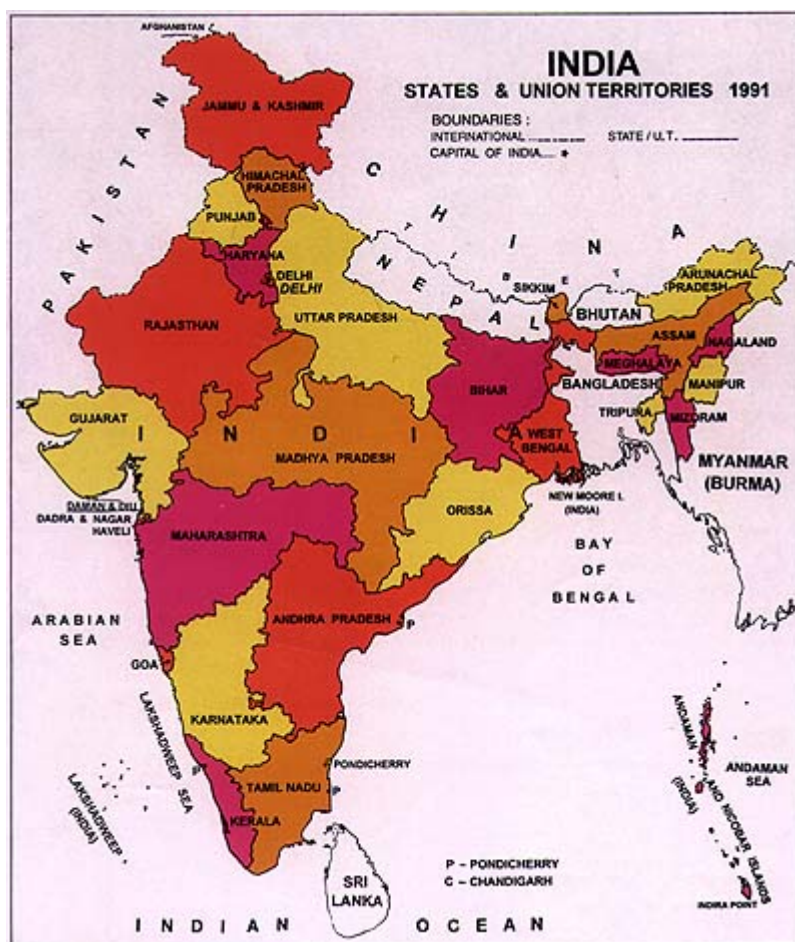
1.10

## SOUTH ASIA



<http://www.un.org/Depts/Cartographic/map/profile/seasia.pdf>

[6c]



「インド測量局長官の許可を得て入手した調査地図に基づく。© インド政府、1996年

インド政府: インド - 州と連邦政府直轄地 1991 [24d]

言語及び少数派宗教の地図:

[http://www.lib.utexas.edu/maps/middle\\_east\\_and\\_asia/india\\_lang\\_1973.jpg](http://www.lib.utexas.edu/maps/middle_east_and_asia/india_lang_1973.jpg)

Source: CIA, via University of Texas Perry-Castañeda Library Map Collection

[107]

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 2. 経済

### 2.01 2009 年 11 月 11 日更新の CIA World Factbook によれば、

「インドの多様な経済は、伝統的な集落営農、近代農業、手工芸、幅広い近代工業及び多数のサービス業を網羅する。サービス業は経済成長の主な源であり、総労働力の 3 分の 1 に満たない労働力でインドの総生産高の半分以上を産出する。労働力の半分強は農業に従事しているため、統一進歩連合(UPA)政権は、農村貧困層の生活向上と経済活動の促進に必要な基礎インフラの開発を含む包括的経済改革政策を表明している。同政権は、対外貿易及び対外投資規制を緩和した。また、電気通信等の少数の主要部門には、外国直接投資に関する上限額引き上げが許可された。国営産業の民営化は遅々として進まず、政治論化する傾向が続いている。UPA 政権及び左翼戦線勢力の大衆主義的圧力は、依然として必要なイニシアティブの制約になっている。1997 年から 2007 年の平均経済成長率は 7%を上回り、貧困率は約 10%減少した。2006 年には[国内総生産]の伸び率は 9.6%を達成し、2007 年には 9.0%、2008 年は 6.6%で、下半期に製造業の顕著な拡大が見られた。インドは英語力が堪能な多数の高学歴者を活用し、ソフトウェアサービス及び労働者の主要輸出国になった。この高い経済成長とそれに伴う安直な消費者信用と不動産ブームは、2006 年半ばから 2008 年 8 月にかけてインフレ懸念を増幅した。税務管理の改善による税収入の増大は、インド政府による 3 年連続の赤字財政の立て直し強化に貢献したが、その後の世界的商品価格の高騰は、政府のエネルギー及び化学肥料助成金の 2 倍を超えた。経済成長が低迷する中、助成金の増大は 2008 年の財政赤字の拡大を招く結果になった。長期的に見ると、巨大かつ増加し続ける人口は、社会経済及び環境上の根本的問題である。」

[35]

### 2.02 Economist Intelligence Unit (EIU)は 2009 年 11 月の国別報告書の中で、インドの 2009 年度における実質 GDP 伸び率は、世界的不況と干ばつを反映して 5.8%に低迷すると予測した。[16a] (p3,8,9) 2008 年度のインドの国民 1 人当たり GDP は 2,900 米ドルと予測された。これに対し、中国は 6,000 米ドル、パキスタンは 2,500 米ドル、そして 英国は 36,700 米ドルであった。(CIA World Factbook、2009 年 11 月 11 日) [35] 2009 年 11 月に更新された USSD の背景説明インド編によれば、7 億人の国民が一日当たり 2 米ドル以下の所得で暮らしている。[2a]

- 2.03 EIU の 2008 カントリープロファイルインド編によれば、「インド経済は、中間層の最も有能な人材を雇用する先端的かつ世界的競争力を有する知識主導型のサービス部門と、膨大な数の低学歴労働者を雇用する、主に天水に依存する不規則な農業部門の 2 層構造で成り立っている。[16a] (p17)同プロファイルによれば、農業部門はインドの労働力のおよそ 60%を雇用するが、GDP で見ると全体の 5 分の 1 にしか過ぎない(p20) ... サービス部門は経済成長の主導力で、経済の最大[2007/08 年度の GDP の 60%超)かつ最も優れた構成要素である。情報技術(IT)産業の GDP への貢献率は1998年度の1.2%から2007年度は5.2%まで上昇した。(p17,22) 工業部門(製造部門を含む)はGDP のおよそ 20%を占め、比較的小規模であるものの、その成長は目覚ましいものがある。インドでは毎年 1000 万人が労働市場に参入すると予測されており、これだけの人数を今後吸収する十分な雇用創出が可能な部門は、唯一この部門であると政府はみなしている。 [16a] (p21)
- 2.04 2008 年の消費者物価指数に基づく平均インフレ率は 8.3%であった。 EIU は 2009 年 11 月の報告書の中で、2009 年のインフレ率は、主に食品価格の値上げにより 10%を超えると予測した。 [16a] (p9,10,16) EIU が指摘したところによれば、「...政府の差し迫った課題は、過去 40 年で最悪の降水量に起因して発生する食品価格の高騰を抑えることにある。物価上昇により、国民の購買力低下は既に数億人規模で始まっている。しかし、政府は国民の備蓄食糧は十分だと発表した。」 [16a] (p4)
- 2.05 EIU の推定によれば、2008 年度における国全体の失業率は平均 10.4% であった。(2009 年 11 月報告書) [16a] (p10) International Labour Organisation (ILO)が 2009 年に公表した報告書が示したところによれば、15 歳から 29 歳の労働力-特に、都市部に居住する女性若年者の失業が顕著になっている。この大規模な失業傾向は、昨今の経済低迷によりさらに悪化しつつある。ILO のこの報告書でも指摘されたが、インド経済は過去 25 年間にわたって目覚ましい成長を遂げたにもかかわらず、広い範囲の所得増大を通じて、雇用創出及び消費者需要の拡大を実現するには至らなかった。同報告書によれば、政府の訓練プログラムを含む雇用創出政策は、包括的かつ一貫した方法で実施されなかった。 [109]
- 2.06 2009 年 7 月 6 日、財務相は予算案を議会に提出した。BBC News の報道によれば、予算案の主眼は農村開発に置かれ、新たな経済社会開発計画案を盛り込むものだった。政府は、希望者全員に 100 日労働を保証する農村開発計画に 2

倍以上の予算を充当する意向を示している。政府はこれと併行して、国内の道路及びインフラ系統の拡大並びに改善により、雇用の創出を目指す意向も示している。(BBC News、2009 年 7 月 6 日) [32aq]

- 2.07 通貨単位は 1 ルピー (Rs) = 100 パイサである (EIU、2009 年 11 月) [16a] 2009 年 11 月 23 日現在の為替レートは、英貨 1 ポンド 77.2 インドルピ (INR) であった。(xe.com) [106a] 2004 年同月比では、英貨 1 ポンド 84.3 ルピーであった (XE.com) [106b]

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

### 3. 歴史

3.01 2009 年 11 月に更新された US State Department の『背景説明インド編』では、1947 年以降の歴史が簡略に見直されている。それによると、

「1947 年 8 月 15 日、インドは Jawaharlal Nehru を首相とする英連邦自治領になった。ヒンドゥーとムスリム間の植民地時代の戦略的思惑と政治的緊張により、植民地当局は英領インドを 2 つの州、つまりヒンドゥーが多数を占めるインド州とムスリムが多数を占める『インドを挟んだ両翼』の東西パキスタン—現在のバングラデシュとパキスタン—に分割した。インドは共和国になったが、1950 年 1 月 26 日に憲法を公布後、英連邦に所属し続ける道を選んだ。

「独立後は、1970 年代及び 80 年代の短い期間と 1996 年の短期間を除き、Mohandas K. Gandhi と Jawaharlal Nehru を中心とする党派、国民会議派が Nehru を初代首相、次にその娘 (Indira Gandhi)、続いて孫 (Rajiv Gandhi) を後継の首相としてインドを支配した。1998 年から 2004 年までは、インド人民党の連立政府が支配した。

「Nehru 首相は 1964 年 5 月に、在任期半ばで死去した。Nehru を後継したのは Lal Bahadur Shastri で、1966 年 1 月にやはり在任中に死去した。その後 1 カ月以内に政権の座は Nehru の娘である Indira Gandhi に後継され、1966 年から 1977 年まで首相を務めた。1975 年 6 月、Gandhi は政治問題と経済問題の深刻化に窮した結果、非常事態宣言を発し、国民の多くの自由を抑圧した。Gandhi は 1977 年 3 月、同氏の掲げる政策の使命を求めて選挙を要求したが、5 党連立野党の Janata 党総裁 Morarji Desai に大敗した。

「1979 年、Desai 政権が崩壊した。Charan Singh は暫定政府を結成し、それに続いて 1980 年に Gandhi が政権に返り咲いた。1984 年 10 月 31 日、シク教徒の警護員によって Gandhi が暗殺され、この事件で数千人のシク教徒が New Delhi で命を失った。会議派 (I) -- 『Indira』派—はその地位の後継者として同氏の息子である Rajiv を選出した。Rajiv 率いる会議派政府は汚職容疑に巻き込まれ、1989 年 11 月の早期総選挙を要求される結果になった。

「Rajiv Gandhi 率いる会議派は 1989 年の選挙で第 1 党を獲得したが、過半数を割り込み政権を立上げることができなかった。連合野党 Janata Dal は、右派

側ではヒンドゥー国家主義を掲げるインド人民党 (BJP)、左派側では共産党と閣外協力を実現した。この緩やかな連携は 1990 年 11 月に崩壊し、Janata Dal は会議派(インディラ派)の支援を得て Chandra Shekhar を首相とする政権を立上げたが短命に終わった。この連立政権も崩壊し、1991 年 6 月に総選挙が行われる結果になった。

「1991 年 3 月 21 日、会議派(インディラ派)総裁 Rajiv Gandhi が Tamil Nadu 州で遊説中に、市民紛争におけるインドの軍事介入を不服とするスリランカの Tamil 人過激派に暗殺された。選挙では会議派が 213 議席を獲得し、P.V. Narasimha Rao の指揮の下で連合政党の第 1 党に復帰した。この会議派主導政府は、5 年の任期を満了し、当時の財務相 Manmohan Singh の下で経済自由化政策が徐々に進められた。この改革によってインド経済は世界市場及び外資に向けて開放された。国民会議派の国家主義的主張は、伝統的カースト制度、信仰、地域的及び民族的団結に姿を変え、これによって小規模の地域政党の基盤が作られ、インドの国内政治は新たな形態を取るようになった。

「任期満了まで数カ月間となった 1996 年春、 Rao 政権は多数の汚職事件に巻き込まれ、これが原因で国民会議派は歴史的な大敗を喫した。ヒンドゥー・ナショナリスト BJP は 1996 年 5 月に初めて下院第 1 党として国政選挙に登場したが、過半数を得ることはできなかった。このため、BJP 連合政党は Atal Bihari Vajpayee 首相の下にわずか 13 日間しか継続しなかった。Janata Dal を中心とする 14 の連合政党は新たな選挙実施の回避を希望し、Karnataka の元閣僚 H.D. Deve Gowda の下に統一戦線として周知の連立政権を結成した。1997 年 3 月、会議派は閣外支持を撤回し、これによって同連立政権は 1 年足らずで崩壊した。首相選出の総意として Kumar Gujral が Deve Gowda に代わる 16 党の連立統一戦線の首班となった。

「1997 年 11 月、会議派は再び統一戦線の閣外支持を撤回した。1998 年 2 月に新たな選挙が実施され、BJP は議会の最大議席—182 議席--を獲得したが、過半数には達しなかった。1998 年 3 月 20 日、大統領は Vajpayee を首相とする BJP 主導連立内閣の発足を承認した。同政権は 1998 年 5 月 11 日と 13 日、一連の地下核実験を行い、Bill Clinton 米大統領は 1994 年の核拡散防止条約に従ってインドに対する経済制裁を実施した。

「1999 年 4 月、BJP 連立政権が解散し、これを受けて 9 月から 10 月にかけて新たな選挙が行われた。National Democratic Alliance -- BJP が新たに結成し



た連立政党 – が過半数を獲得し、1999 年 10 月に Vajpayee を首相とする新政権が発足した。NDA 政権はここ何年もの間で 5 年任期を満了した初めての連立政府で、待ち望まれた政治的安定を実現した。

「1999 年 5 月から 7 月にかけて起こった Kargil 紛争及び 2001 年 12 月のインド議会のテロ攻撃によって、パキスタンとの緊張が高まった。

「Ayodhya は 1992 年に 17 世紀時代のモスクが破壊され、それをきっかけに全国各地で宗教暴動が発生し、大半はムスリムであったが数千人が死亡した問題の土地だが、BJP を支持するヒンドゥー・ナショナリストは、この跡地への寺院建設運動を積極的に主導した。2002 年 2 月、Ayodhya 出身のヒンドゥー教徒 57 人が列車放火事件で焼死した。その後ムスリム勢力からこの放火の犯行声明が出されると、Gujarat 州全域で反ムスリム暴徒が蜂起し、2000 人以上が死亡、100,000 人を超える州民が家を追われた。Gujarat 州政府及び州警察は、武力衝突を阻止しなかったばかりか、一部の州ではそれに加担又は扇動したとして批判を受けた。

「2004 年 4 月及び 5 月に実施された 5 回の選挙で、BJP 連合与党は大敗を喫した。国民会議派は故 Rajiv Gandhi 夫人の Sonia Gandhi の下に統一進歩連合 (UPA) として周知の連立政府を結成した。5 月 22 日、Dr. Manmohan Singh が首相に就任した。UPA を勝利に導いた要因は、都市部の繁栄が浸透しないことに不満を抱く農村貧困有権者の憤懣と BJP のヒンドゥー・ナショナリズムに基づく政治綱領であった。

「国民会議派率いる UPA 連立政府は BJP の多くの外交政策、特に、2005 年 7 月 18 日に Singh 首相と George W. Bush 米大統領が画期的な米印戦略パートナーシップ枠組み協定を締結した米国関係の改善を引継いだ。2006 年 3 月、Bush 大統領が訪印し、新たな協定の土台となる多数のイニシアティブが進められた。この戦略的パートナーシップは、歴史に残る民生用原子力協力イニシアティブによって確固たるものになり、宇宙、電子商取引、保健医療問題、民主主義促進、農業及び貿易投資等の様々な分野における協力関係が盛り込まれている。

「2008 年 7 月、UPA は賛成 275 票、反対 256 票で信任案を可決した。

「2008 年 11 月半ば過ぎ、Mumbai で発生した一連の同時発生テロ攻撃で、少

なくとも 164 人が命を失った。Singh 首相は徹底調査を約束し、内務相 Chidambaram はインドのテロ対策機関の改善に向けた大規模な再編計画を約束した。

「会議派率いる UPA 連立政府は 2009 年 5 月の選挙に続いて、主に農村有権者の支持に乗じて安定多数を獲得した。5 年任期を満了した Manmohan Singh が再び政権の座に就き、Jawaharlal Nehru 以来となる首相に就任した。」 [2a]

- 3.02 インドの歴史に関する詳細情報については、下記に挙げる出典から入手することができる。

BBC News: タイムライン: インド

[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south\\_asia/1155813.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/1155813.stm)

US Library of Congress、国別調査

<http://lcweb2.loc.gov/frd/cs/intoc.html>

付属書 A: 主な出来事の年譜も参照のこと。

目次に戻る  
出典リストへ

## 4. 最近の展開

### 2008 年 7 月から 2009 年 12 月までの重要な出来事の概観

4.01 2008 年 7 月から 2009 年 12 月の期間に発生した重要な出来事には以下が挙げられる。

- **2008 年 7 月 1 日** – Kashmir に居住するムスリム多数派からの圧力に屈し、Jammu・Kashmir 州政府が土地譲渡命令を撤回。Jammu では暴力的抗議運動が発生。 [71b]
- **8 月 8 日** – Kosi 川の流れを大きく変えたモンスーン降雨で数百万人が強制避難した。数十人が死亡、避難民は 200 万人を超えた。 [32aa]
- **8 月 23 日** – VHP (Vishva Hindu Parishad) 指導者 Swami Laxmanananda Saraswati が Orissa 州 Kandhamal で殺害。 [94b]
- **11 月 26 日** – Mumbai で発生した同時多発テロ事件で 60 人が死亡、200 人が負傷した(下記参照)。 [94a]
- **12 月 17 日** – National Investigating Agency (NIA) 法案と違法活(防止)修正法案が下院で可決された。
- **12 月 28 日** – Jammu・Kashmir 州議会選の結果が公表された。 JKNC が 28 議席を獲得し、 PNP が 21 議席を獲得。 [14b]
- **2009 年 2 月 10 日** – Bihar 州で発生した毛沢東派反政府勢力の攻撃で警官 10 人が死亡。
- **2 月 20 日** – 警察と分離主義組織の最高指導者 Shabir Shah の釈放を求める抗議運動者が衝突。同氏は Kashmir のインド支配に反対する抗議運動後 2008 年に拘禁された。 [98a]
- **4 月 13 日** – Orissa 州で複数の準軍事部隊員がナクサライト (毛派) 反政府派に殺害された。 [32an]
- **5 月 16 日** – 選挙管理委員会は、4 月 16 日から 5 月 13 日まで 5 回にわたって行われた投票の結果、会議派率いる United Progressive Alliance (UPA) が総選挙で勝利を収めたことを発表した。 [32al] (下記参照)
- **5 月 22 日** – PM Manmohan Singh を首相とするインド新政府が就任。 [32ar]
- **5 月 25 日** – 公衆衛生専門家で人権活動家の Dr Binayak Sen の釈放を命じる最高裁判所令が公布された。 [32ao]
- **6 月 3 日** – The Lok Sabha (議会下院) は初めての女性広報担当官 に Meira Kumar を選出した。同氏はダリットコミュニティの出身である。 [32as]

- 6月22日 – インド政府は Communist Party of India (毛派)の活動を禁止した。 [32am]
- 7月2日 – Delhi高等裁判所は、(同性愛者の合意による性行為を違法化した) インド刑法第 377 節 を違憲とする判決を下した。 [80c] ( 第 22節を参照)
- 7月26日 – インドは自国開発の原子力潜水艦の進水式を行った。 [32aw]
- 7月29日 – 首相は Mumbai 市のテロ攻撃で高まるパキスタンとの緊張関係を理由に、選択肢は和平交渉以外にないと述べた。 [32ap]
- 8月13日 – 新型インフルエンザの蔓延を抑えるために、Mumbai 市内の学校、単科大学及び映画館が一時閉鎖された [32av]
- 8月27日 – 最高裁判所の判事は個人資産の詳細を開示することに同意した。 [32ax]
- 10月22日 – Maharashtra 州、Haryana 州及び Arunachal Pradesh 州で議会選挙が実施された。全 3 州で会議派が勝利を収めた。 [32au]
- 11月13日 – 選挙管理委員会はヒジュラ( 男女両性具有) が『その他』として性別登録することを認める発表を行った。 [32aq] ( 第 22 節を参照)
- 11月24日 – 2002 年の Babri Masjid モスク破壊事件に関する Liberhan Commission の報告書が議会に提出された。それによれば、BJP の幹部党員 3 人を含む 68 人が関与した。 [60f]
- 11月25日 – パキスタン法廷は、パキスタンを拠点とするイスラム過激派集団 Lashkar-e-Taiba の幹部を含め、Mumbai 市のテロ攻撃に関係した 7 人を告訴した。 [32ag]

4.02 国内における最近の展開に関する詳細情報は、以下に記載する出典資料から入手することができる。

BBC News [http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south\\_asia/default.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/default.stm)

Relief Web: <http://www.reliefweb.int/rw/dbc.nsf/doc104?OpenForm&rc=3&cc=ind>

<http://www.reliefweb.int/rw/dbc.nsf/doc104?OpenForm&rc=3&cc=ind>

South Asian Terrorism Portal、2009 年 1 月までの治安事件の時系列  
<http://satp.org/satporqtp/countries/india/timeline/index.html>

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

## MUMBAI 市で発生したテロ攻撃、2008 年 11 月

4.03 2008 年 11 月 26 日及び 27 日にかけてインド Mumbai で複数のテロ攻撃が発生した。以前は **Bombay** として周知の Mumbai は、アラビア海沿岸に面した Maharashtra 州の港湾都市であり、推定人口は 1200 万人を超える。(Europa、2009 年 4 月 3 日アクセス) [1]

4.04 テロ攻撃は市全体の以下の様々な場所で発生した。

Trident Oberoi Hotel (少なくとも 30 人が死亡)

Chabad House Jewish Centre (少なくとも 30 人が死亡 at least 5 dead)

Leopold Café (少なくとも 20 人が死亡)

Metro cinema

Cama hospital (少なくとも 7 人が死亡)

Chhatrapati Shivaji station (少なくとも 50 人が死亡)

Police HQ

Taj Mahal hotel (少なくとも 50 人が死亡)

GT hospital

Vile Parie 及び Dockyard Road でタクシー 2 台が爆破された (*The Independent*、2008 年 11 月 29 日) [100a]

4.05 2009 年 4 月、テロ攻撃の唯一の生存容疑者 Mohammed Ajmal Amir Iman[別称 Mohammad Ajmal Amir Iman]の裁判が始まった。同容疑者は「パキスタンを拠点とする禁止組織 Lashkar-e-Taiba に所属するということで」、インドに対する戦争遂行、殺人、爆破物の所持を含む 86 件の容疑を受けた。(Aljazeera.net、2009 年 4 月 15 日) [62a] (BBC News、2009 年 7 月 20 日) [32ah] 審理の開始と同時に、判事は関連する潜在的対立について裁判所に通知しなかったとして、Qasab の被告側弁護士を解任した。(Global Security、2009 年 4 月 15 日) [4b] 2009 年 7 月 20 日の報道によれば、Qasab は有罪を認めたという。(BBC News、2009 年 7 月 20 日) [32ah] 同氏の裁判はこの休廷を経て 2009 年 12 月 5 日に再開されることになった。(BBC News、2009 年 11 月 25 日) [32ag]

4.06 BBC News の 2009 年 11 月 25 日の報道によれば、パキスタン Rawalpindi 市の裁判所は Mumbai テロ攻撃の関係者 7 人に有罪判決を言い渡した。これには Lashkar-e-Taiba の幹部で、攻撃の首謀者と目される Zaki-ur-Rehman Lakhvi も含まれた。Lakhvi を含む被疑者はパキスタンのテロ行為防止法及び刑法の下に有罪判決を言い渡された。7 人はいずれも無罪を主張した。 [32ag]

- 4.07 *The Hindu* 紙の 2009 年 11 月 24 日の記事によれば、Mumbai テロ攻撃は印パ間の緊張を『一気に悪化させ』、両国間で進められていた和平交渉を中断させる結果になった。[60i]

## 総選挙 2009 年 4 月から 5 月

- 4.08 下院議会を直接選出する第 15 回下院選挙が 2009 年 4 月から 5 月にかけて実施された。(BBC News、2009 年 3 月 30 日) [32ai]
- 4.09 投票は、543 の選挙区に、電子投票機を設置した合計 828,804 箇所の投票所を擁して行われた。立候補者の出身政党は 1,055 を数えた。登録有権者数 7 億 1400 万人という今回の総選挙は、民主主義の行使としては世界史上最大の規模となった。登録有権者の 82%は選挙名簿の写真で特定することができる。警備のために 600 万人を超える警官と公務員が配備された。(BBC News、2009 年 3 月 30 日) [32ai]
- 4.10 輸送上の理由により、投票は(隣接地域ごとに)4 月 16 日、4 月 23 日、4 月 30 日、5 月 7 日及び 5 月 13 日の 5 回に分けて行われた。開票集計は 5 月 16 日に行われた。(BBC News) [32aj]
- 4.11 2 大政党は総選挙に向けて連合政党を主導した。これはインド国民会議派 (Congress party)率いる統一進歩連合(UPA) とインド人民党率いる (BJP) 国民民主同盟 (NDA) である – 4.13 項を参照。これに加え、第 3 の主要政党連合、第 3 戦線が出現した。これはインド共産党(CPI)及びマルクス主義インド共産党(CPI-M)を含む左派政党を中心に結成された。第 3 戦線は、両連合が過半数を獲得する見込みがなくなったという点で、特に重要である。(BBC News、2009 年 3 月 30 日) [32ak]
- 4.12 2009 年 5 月 16 日に選挙管理委員会が発表した最終結果は以下の通りである。

| 連合政党/政党                    | 議席数 | 議席総数 |
|----------------------------|-----|------|
| 統一進歩連合 (UPA):              | 262 |      |
| インド国民会議派                   | 206 |      |
| Dravida Munnetra Kazhagam  | 18  |      |
| Nationalist Congress Party | 9   |      |

|                                        |    |            |
|----------------------------------------|----|------------|
| Jharkhand Mukti Morcha                 | 2  |            |
| All India Trinamool Congress           | 19 |            |
| Republican Party of India (Athvale)    | 0  |            |
| Jammu and Kashmir National Conference  | 3  |            |
| Assam United Democratic Front          | 1  |            |
| Kerala Congress (M)                    | 1  |            |
| Muslim League Kerala State Committee   | 2  |            |
| All India Majlis-E-Ittehadul Muslimeen | 1  |            |
| <b>国民民主連盟(NDA):</b>                    |    | <b>158</b> |
| <b>インド人民党(BJP)</b>                     |    | <b>116</b> |
| Janata Dal (United)                    |    | 20         |
| Shiv Sena                              |    | 11         |
| Shiromani Akali Dal                    |    | 4          |
| Indian National Lok Dal                |    | 0          |
| Asam Gana Parishad                     |    | 1          |
| Rashtriya Lok Dal                      |    | 5          |
| Nagaland People's Front                |    | 1          |
| <b>第 3 戦線</b>                          |    | <b>76</b>  |
| Communist Party of India               | 4  |            |
| Communist Party of India (Marxist)     | 16 |            |
| Revolutionary Socialist Party          |    | 2          |
| All India Forward Bloc                 |    | 2          |
| Bahujan Samaj Party                    |    | 21         |
| AIADMK                                 |    | 9          |
| Biju Janata Dal                        | 14 |            |
| Telugu Desam Party                     |    | 6          |
| Telangana Rashtra Samithi              |    | 2          |
| <b>その他の主要政党</b>                        |    | <b>32</b>  |
| Samajwadi Party                        |    | 23         |
| Rashtriya Janata Dal                   |    | 4          |
| Lok Jan Shakti Party                   |    | 0          |
| Praja Rajyam Party                     |    | 0          |
| Pattali Makkal Katchi                  |    | 0          |

|                                        |            |
|----------------------------------------|------------|
| Janata Dal (Secular)                   | 3          |
| Haryana Janahit Party                  | 1          |
| Marumalarchi Dravida Munnetra Kazhagam | 1          |
| その他の政党                                 | 6          |
| 無所属                                    | <u>9</u>   |
|                                        | <b>543</b> |

(BBC News、2009 年 5 月 16 日) [32a]

5 回にわたる総選挙の総投票率は 58.4%であった。(Lokniti、2009 年 5 月 26 日) [108a]

4.13 選挙終了後、独立系又は野党連合に所属した 10 の政党は統一進歩連合政府へのかめいする加盟に同意し、過半数を得た Manmohan Singh 首相が政権続投を果たした。(The Hindu、2009 年 5 月 19 日) [60]

4.14 Centre for the Study of Developing Societiesの大手研究所Lokniti Programme for Comparative Democracy(New Delhi)は – The Hindu紙に代わって – 2009 年総選挙の結果を左右した問題及び人口動態を分析した。これは [http://www.lokniti.org/read\\_how\\_india\\_voted\\_2009.html](http://www.lokniti.org/read_how_india_voted_2009.html) で閲覧することができる[108a]

目次に戻る

出典リストへ



## 5. 憲法

5.01 2007 年 11 月 15 日にアクセスしたインド政府のウェブサイトによれば、インド憲法は 1949 年 11 月 26 日に可決された。憲法前文はインド国を以下とすることを決意した。

- 「インドが主権を持つ、社会主義の世俗的民主共和国であること、そしてすべての人民に対し、
- 社会的、経済的及び政治的正義
- 思想、表現、信条、信仰及び崇敬の自由
- 地位と機会の平等
- ならびにすべての人民間に、
- 個人の尊厳及び国民の統合と協和を保障する同胞愛を保障すること。」

[24c]

5.02 2004 年 9 月 25 日にアクセスしたインド憲法の基本的人権の項目(第 III 部、第 12 条から 35 条)は、国民の権利には以下を含むと指摘した。

- 平等の権利: 法の前での平等、宗教、人種、カースト、性別又は出生場所に基づく差別の禁止、公職雇用問題の機会均等と不可触と所有権の廃止
- 自由の権利: 言論と表現の自由、生活と個人的自由の保護、逮捕と拘禁からの保護
- 搾取に対する権利: 人身売買、強制労働及び児童就労の禁止
- 信教の自由に関する権利
- 文化及び教育の権利: 少数派の利益の保護
- 憲法上の救済の権利[24c]

5.03 憲法第 13 条(2)に定めるところにより、「国は本条項[第 III 部- 基本的人権] が付与する権利を排除又は制限するすべての法律、また本条項に反するすべての法律を、その違反の程度まで無効化しなければならない。」(インド憲法、2007 年 12 月 1 日) [24c]

- 5.04 2009 年 2 月 19 日にアクセスした Europa World Online の記載によれば、憲法は柔軟性を有し、**何度も改正されている**。[1] (憲法改正) 2007 年 12 月までに合計 94 回の憲法改正が行われた。(インド憲法、2007 年 12 月 1 日) [24c]

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 6. 政治体制

6.01 2009 年 10 月 14 日に最終見直しされた **Foreign and Commonwealth Office (FCO)** のカントリープロファイル、インド編によれば、「中央及び各州における議院内閣制の政治はインド憲法の定めるところである。」 [7b]

6.02 2009 年 2 月 25 日に公表された米 국무省の人権実践に関する国別報告 2008 (USSD 2008)によれば、

「国民が平和的に政権を交代する権利は憲法の定めるところであり、国民は実際のところ、普通選挙権に基づき定期的に実施される自由かつ公正な選挙を通じてこの権利を行使した。インドの政治体制は、多党選挙で選出される代表による議会制民主政治である。2004 年 4 月及び 5 月に実施された自由かつ公正な議会総選挙の結果、政権交代が行われた。憲法が定める非常事態を除き、次期選挙に向けた早期解散がない限り任期は 5 年である。」 [2e] (第 3 節)

6.03 2009 年 3 月 5 日にアクセスした **Europa World Online** によれば、

「連邦議会は大統領と **Rajya Sabha** ((州議院)上院)と **Lok Sabha** (人民院(下院))の二院で構成される。**Rajya Sabha** は議員 245 人で構成され、このうち特定数は大統領が指名する。議員の 3 分の 1 は 2 年ごとに改選される。選挙は間接選挙制で、各州の立法議会議員が州法で定められた割当数を選出する。**Lok Sabha** は直接選挙で選出される議員 550 人で構成され、連邦直轄地及び首都圏の代表は 20 人未満である。2 議席はアングロ・インディアンコミュニティを代表する意図で大統領が指名する。」 [1] (政府)

6.04 同じ出典資料によれば、

「大統領は連邦共和国の元首であり、議会を一任される閣僚会議の助言に対し全執行権を行使する。大統領は両院議会及び州議会の特定議員で構成される選挙人団を介して選出される。大統領の任期は 5 年間で、満了後は再選資格を与えられる。大統領は憲法違反を理由に罷免される場合がある。副大統領は **Rajya Sabha** の職権上の議長であり、両院の同時投票で選出される。」 [1] (政府)

6.05 USSD 2008 の記述によれば、「中央政府は、主に法と秩序の維持を担う 28 州及び 7 つの連邦直轄地に指導と支援を提供する。内務省はほぼすべての準軍事組織、国内機密機関さらに全国の警察業務を管理し、州警察部隊の上級警官の訓練を行う。」 [2e] (第 1 節 d)

6.06 Europa World Online の記録によれば、

「Panchayat Raj (自治組織)構想は連邦政府と州政府の分権化を意図して立案されたものである。これは Panchayat (村評議会)と Gram Sabha (村議会)を基盤とし、州政府から市町村への漸次的な地方自治体の段階的移管を想定するものである。歳入と州内治安は依然として州政府の責任である。1992 年半ば過ぎに可決された第 72 次改正案では、Panchayat の直接選挙が規定され、構成員の任期は 5 年とされた。」 [1] (Panchayat Raj 構想)

6.07 2008 年 7 月 1 日にアクセスした Commonwealth Secretariat のカントリープロフィール、インド編(日付不明)がインド憲法に関する項目で述べたところによれば、

「各州は独自の立法機関(たいていは一院制)、知事(大統領が 5 年ごとに指名)及び州首相を長とする州評議会を有する。最近では、連邦政府及び州政府から地方自治体への権限移譲の風潮が見られた...法制定の責任は 3 つの管轄事項、つまり中央政府管轄事項 (連邦議会の立法行為)、州政府管轄事項及び共同管轄事項(連邦議会又は州議会のいずれか)に記載される。州議会は、教育、保健医療、課税、公安、土地及び森林などについて独自の法律を作成する。憲法修正は両院で可決され、少なくとも州議会の半数によって批准されなければならない。 [56]

6.08 Freedom House が 2008 年 7 月に公表された *世界の自由 2008* 報告書の中で政治体制の腐敗と犯罪性について言及したところによれば、

「政府の実効性と説明責任は、広がる政治の犯罪、古色蒼然とした国家機関さらに汚職の蔓延によって徐々に弱まっている.... 選挙体制は脱税その他の手段で手に入れた「黒い金」に依存している。政治家と公務員は賄賂受領その他の汚職行為で頻繁に逮捕されている。最近のある事件では、11 人の議員 (MP) が下院議会での特別質問の見返りとして現金を受け取り、その後辞任に追い込まれた。こう

した事実に加え、特に州議会では犯罪歴を持つ候補者がこれまで多数選出されてきた。候補者の金融資産、犯罪歴及び学歴の公開は法の義務付けるところであるが、現在重い刑事罰を受けている MP がそうであるように、組織犯罪に関わる人物や申告されない金の力で当選した人物が次々と立法議員の役職に就いている。前向きな点では、2005 年の情報権利法によって国民に記録を閲覧する機会が増えたことで、官僚機構の透明性が改善されたと言われている。」 [43a]

6.09        2009 年 8 月に更新された Jane's Security Sentinel が述べたところによれば、

「汚職はインド全域に蔓延しており、過去の汚職事件を見ると特定の政府が著しく脆弱化した事例、場合によっては失脚した事例もあり、汚職事件はインドの経済活動だけでなく、政党にとっても脅威になっている。国内政治家の犯罪性の問題は、多くの政党に影響を与える問題である。また、政治家は犯罪捜査に直面してもその地位と特権を保持することが可能で、有罪が確定する場合に限りそれを剥奪される。」 [58f]

第 19 節: 汚職も参照のこと。

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 7. 序論

### 7.01 2009 年 2 月 25 日に公表された米 국무省の人権実践に関する国別報告書 2008 (USSD 2008)によれば、

「政府は概ね国民の人権を尊重したが、深刻な問題が残っていた。主な問題は、被拘禁者の超法規的処刑、失踪及び警察その他の治安部隊による拷問や強姦などであった。個々の侵害事件の捜査及び加害者に対する法的処罰が実施されたが、侵害事件の多くは説明責任の欠如から免責という風潮を創り出した。刑務所の悲惨な状況と公判前手続き及び裁判手続き中の長期拘禁は、依然として重大な問題であった。警察関係者はテロ防止法を利用して、過剰な武力行使を正当化した。政府及び警察のあらゆるレベルで腐敗行為が確認された。政府は訪印中の専門家や学者の移動及び活動に対し、規制措置を適用した。NGO の資金調達及び活動に対しては、依然として厳しい規制措置が適用された。宗教的少数派に対する攻撃の増加、ならびに改宗禁止法の普及は懸念事項であった。カーストに基づく差別に関連する武力衝突が発生した。家庭内暴力、幼児婚、持参金に関わる死、名誉棄損罪、女兒殺しや堕胎は依然として深刻な問題であった。人身売買及び契約労働、債務労働及び児童就労による搾取は依然として問題であった。北東部 Kashmir 州やナクサライト地帯で活動する分離主義ゲリラ及びテロリストは、軍職員、警察、政府高官、判事及び市民の殺人を初めとする多くの重大な侵害行為を犯した。反乱分子は広い範囲で拷問、強姦、断頭、誘拐及び強奪行為を行ったが、発生数は前年に比べて減少した。」 [2e] (序論)

### 7.02 2008 年の出来事を扱う Human Rights Watch (HRW) の World Report 2009 は、 「国民が意見を述べる自由、平和的抗議運動を行う自由及び独自組織を形成する自由の尊重に向けた包括的な公約にもかかわらず、インド政府には、権利保護を保証する意図で立案された多数の法律ならびに政策を実施する意思と能力が欠けている....」と述べた。同報告書は、治安部隊や警察の上級職員及び構成員の免責特権を重要な問題として強調した。HRW また、インド政府は他の重要な人権に関する懸念と同様に、児童、女性、宗教的少数派及びダリット等の弱者コミュニティの権利保護政策を実施しようとしなかったと述べた。 [26b]

- 7.03 2009 年 5 月に公表された **Amnesty International 報告書 2009** では複数の懸念事項が強調された。分離主義者の宗教的少数派又は言語的少数派への暴力並びに民族間衝突に対する警察の職務怠慢若しくは過剰な武力行使、**adivasis**(先住民コミュニティ)及び小農の土地その他の権利保護の不履行、毛沢東主義派と国軍間の紛争に見られる両者による虐待行為、テロ攻撃による多数の犠牲者、テロ攻撃後の被疑者に対する恣意的拘禁及び拷問、未執行の死刑判決、治安法の厳格化、女性への暴力の不十分な対応、人権擁護者に対する嫌がらせ及び虐待行為、治安部隊による超法規的処刑、さらに免責特権の定着である。[3e]

## 国連条約

- 7.04 **Foreign and Commonwealth Office** が 2009 年 10 月 14 日に更新されたカントリープロファイルの中で述べたように、

「...インドは、署名に留まった拷問禁止条約を除くすべての主要国際人権条約及び規約に署名し、これを批准した。多くの地域で進歩が見られたが、条約実施は州によってばらつきがあり、人権問題に対する意識に国としての一貫性が見られない。この結果、女性、児童、少数派、指定カースト及び指定部族の権利侵害事件が頻発している。社会的及び経済的弱者層は特に人権侵害を受けやすい。」[7b]

- 7.05 以下の記載は、2008 年 6 月 12 日にアクセスした **Office of the High Commission for Human Rights** のウェブサイトから入手したいくつかの国連条約に関するインドの状況である。

- 拷問その他の残虐で非人道的な又は品位を傷つける処遇若しくは刑罰に反対する条約 (CAT) – 署名のみ
- 市民的及び政治的権利に関する国際規約(CCPR) – 批准
- 女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約(CEDAW) – 批准
- あらゆる形態の人種的差別撤廃に関する国際条約(CERD) – 批准
- 障害者の権利に関する条約 – 批准

- 子供の権利条約- 及び議定書(CRC) – 批准
- 経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約(CESCR) – 批准  
[6j]

第 18 節: 人権機関、人権組織及び人権活動家も参照のこと。

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)



## 8. 国内の治安状況

第 28 節: 人道的問題 及び第 11 節: 非政府軍も参照のこと。

8.01 インドの最近の治安状況に関する 2009 年 4 月 29 日 付けの評価の中で Jane's Security Sentinel が述べたところでは、

「インドは反政府勢力及びテロリストに関わる様々な深刻な問題に直面しているが、インドの国土面積及び人口構成を考えると、これらは比較的限定的である。インド政府は民主的手段と治安部隊の慎重な配備により、分離主義者及びテロリスト集団が国家の全体性又は長期的な社会の安定に重大な脅威をもたらすことを何とか無事に防いできた。インド当局は、こうした集団のエネルギー、活動意欲及び支援を欠乏させる、若しくは敵対組織に肩入れするやり方で分離主義者の活発かつ一触即発的な闘争運動を扱うという、概ね一貫した戦略を採用した。

「これにもかかわらず、多くの紛争は依然として未解決の状態で、これらの集団は個々の大義を推進するために進んで他の組織と団結するようになっている。また、これまでにない人口増加によって、資源、インフラならびに政府が社会福祉及び雇用を提供する能力に更なる負荷がかかることが予想され、こうした事情は、周縁化又は社会的に疎外された人口集団が分離主義者やテロリスト組織を支援する要因になる。政府がより意欲的にかつ大きな目的意識をもって開発問題に取り組まない限り、かかる集団に費やす時間とエネルギーさらに資源を拡大せざるを得ないだろう。

「2008 年から 2009 年にかけて多発したテロリストによる破壊攻撃に対し、政府は対テロの姿勢を強化するべく努力した。これには国家捜査局法案 2008 の導入の他、即決裁判所の設立を認め、保釈金規定を厳格化すると共に、合法的未決拘禁期間を 90 日から 180 日に延長する違法活動(防止)法 (UAPA) 修正案 2008、沿岸指揮を新たに取り入れた沿岸警備の改善、精鋭集団である国家治安警備隊(NSG)の能力向上、さらに対テロ訓練学校 20 校の新設などが含まれる。」

[58e]

[第 13 節: 治安法を参照のこと]

## ナクサライト (毛沢東主義者)による武装攻撃

- 8.02 2009 年 10 月、Manmohan Singh 首相はナクサリズムを「インドの国内治安の最大の脅威」と呼んだ。」(*The Hindu* 紙、2009 年 10 月 12 日) [60] 2009 年の推定によれば、インド共産党(毛沢東主義派)は国内 626 県のうち 231 件で活動しており、20,000 人を超える武装組織をその指揮下に置く。ナクサライトの攻撃は 2007 年から激しくなり、政府情報筋の予測によれば、今後数年間はナクサライトの敵意が続くと見られている。(*Frontline*、2009 年 1 月 6 日) [19b]

第 11 節: [ナクサライト](#)を参照。

## イスラムテロリストによる攻撃

- 8.03 2008 年 11 月の Mumbai テロ攻撃は、パキスタンを拠点とする組織 Lashkar-e-Taiba に起因する事件であった (第 4 節を参照。International Institute for Strategic Studies の記録によれば、この集団『Indian Mujahideen』は、150 人が死亡し 425 人が負傷した 2008 年の 4 件の爆破事件すべてに関与したということである。この事件は Rajasthan 州、Karnataka 州 Gujarat 州及び New Delhi などの様々な地域で発生した。[124] (表)

## Jammu ・ Kashmir 州

- 8.04 Jammu ・ Kashmir 州の状況に関する 2009 年 8 月の Jane's の記述によれば、「現状における印パ関係の主な問題は、Muslim が多数を占める元 Kashmir 藩王国をめぐる論争である...Jane's の指摘したところによれば、1947 年、1965 年及び 1971 年の 3 度の全面戦争と 1999 年の限定戦争にもかかわらず、Kashmir 地方の領土状況は依然として進展が見られない。

「実際のところ Kashmir 地方では武力衝突は日常的に発生しており、治安部隊と文民政治家は過激派の標的にされ、国軍と反体制派間の衝突が絶え間なく発生した。通常、こうした武力衝突による死者は少なかったが、大規模な奇襲攻撃や紛争が発生することもある ...インド領 Kashmir で発生する市民と治安部

隊間の武力衝突及び越境侵入は、2003 年の印パ和平推進案の合意以降、全体として[は]年々減少する傾向にある。

「同州は事実上 3 つの独立した地域で構成され、相互に異なる独自の文化的アイデンティティを保持するため、Kashmir 地方の 1 つの傾向としては地域差が挙げられる。この地域差は忘れられがちで、その証拠に軍事紛争及び外交紛争の争点は(92%をムスリムが占める) Kashmir Valley に集中している。パキスタン領 Kashmir の住民の多く(2007 年の調査では 87%)は完全な独立を求めているが、パキスタンへの併合を希望する人数もかなり多い。ヒンドゥーが多数を占める Jammu 地域では、国民投票で住民の 95%がインド統治を支持した。また、紛争地域を自国が支配すべきだと考えている比率はパキスタン国民よりもインド国民の方が多かった(パキスタン国民 48%に対しインド国民は 67%)。しかし、両国民とも自決権という思想を支持する数が圧倒的に多かった。」[58f]

## 北東部州

- 8.05 2009 年 12 月にアクセスした South Asia Terrorism Portal が報じたところでは、北東部州で過激派集団に関する武力衝突が発生した。この地域は複数の分離主義派/反政府集団が活動しており、2008 年には州民 404 人と治安部隊員 40 人を含む 1,054 人が犠牲になった。北東部地域の紛争による犠牲者は 2006 年から増え続けている。 [44m]

第 11 節: 北東部州を参照。

国内の治安状況に関する詳細情報については、South Asia Terrorism Portal: <http://www.satp.org/> 及び Reuters : <http://www.alertnet.org/db/cp/india.htm> で入手できる。

## 9. 治安部隊

### 警察隊

- 9.01 2009 年 2 月 25 日に公表された米 국무省の人権実践に関する国別報告書 2008 (USSD 報告書 2008)の記述によれば、「インドには国家警察のようなものはない。憲法第 246 条の下に、28 州および 7 つの連邦直轄地は主に法と秩序の維持に関する責任を負い、従って、警察隊の監督を行う。中央政府は州警察隊幹部に指導及び支援を提供する他、その訓練を実施する。 [2e] (第 1 節 d)
- 9.02 New Delhi を拠点とする NGO 、 Human Rights Law Network (HRLN)が 2009 年 8 月の報告書の中で述べたところによれば、州警察の機構及び規則は現在も 1861 年の警察法、又は 1861 年法以降模範とされる州法に基づいて決定される。 [22a] 同法は警官の免責特権を定めるものである。 [110]
- 9.03 県(州は複数の県に分割されている)レベルでは、国及び州の二重支配が見られる。県を担当する上級職警官(District Superintendent of Police)は、州警察の上級職員に報告義務を負う。District Superintendent はこれと同時に県行政長官の指示と指揮下に置かれる。(HRLN、2009 年 8 月) [22a] 特定の都市には、このような二重支配を受けない首都警察隊がある。例えば警視総監(Commissioner of Police)は治安判事と同じ権限を与えられる。 [110]
- 9.04 Routledge が 2006 年に公表した World Police Encyclopedia (WPE)の伝えるところによれば、州警察は大きく分けて文民警察と武装警察の 2 部門で構成される。文民警察の主な機能は犯罪防止で、武装警察は主に『法秩序』の状況を扱う。文民警察は警察署の人員配置を行い、犯罪捜査本部を提供する。文民警官は一般的に武器を携帯しないが、場合によっては警棒又は木刀を携行することもある。州の武装警官は通常、武装歩兵大隊と同じ方法で組織される。この警察隊は治安非常事態に対処する予備隊として利用される。2001 年時点で国内には合計 372,300 個の武装警察隊と 307 個の大隊があった。県警察隊も小規模な武装部隊があり、武装警備隊及び護衛隊として機能する。 [110]
- 9.05 Indian Police Service (IPS) は内務省に属す国家機関であり、州警察隊の上級職員を対象に高度な訓練を実施する。IPS の入学資格は Assistant Superintendent 級である。州警察の多くは、警部補以上の階級を対象にした警

察訓練学校又は学院を併設しており、巡査対象の警察学校は全州警察に設置されている。(WPE) [110]

- 9.06 2008年8月8日に更新された Jane's Sentinel のインドの治安リスク評価が論じたところによれば、「...全般的に見て、州警察は卑劣な汚職が蔓延しており、職務効率が極めて悪い。国民の警察に対する尊敬度は極めて低い。[58a] (治安部隊と外国軍及び警察)

- 9.07 Human Rights Watch (HRW) は 2009 年 8 月に崩壊した制度: インド警察における機能不全、人権侵害及び免責特権と題する報告書を公表した。この報告書は Uttar Pradesh 州、Himachal Pradesh 州及び Karnataka 州の調査結果を示したもので、様々な階級の警官、警察の虐待行為の被害者及び NGO 職員、弁護士さらに政治活動家に行った聞き取り調査の結果も盛り込まれている。同報告書によれば、

「下級警察官が勤務し被疑者又は被害者に対応する文民警察署レベルでは、文民警察官、特に巡査は生活条件も労働条件も極めて劣悪である。交代勤務制も必要設備も整っていない状態でひっきりなしの電話や長時間労働に加え、政府が用意したテント又は粗末な小屋に戻って数時間の睡眠を取るだけの生活に、多くの場合消耗状態で士気も低い。下級警察官は事件を早期解決に導くよう上司から非現実的な要求を突きつけられることが多い。正式に奨励された場合でも、実行に必要な時間、訓練及び設備の不足から専門的犯罪捜査技術は活かされていない。下級警察官はまた、周知の犯罪者を擁護しようとする地元の有力政治家から捜査上の干渉を受けることも多い... こうした体制上の問題から逃れるために、多くの警察官が『近道』をする。警官が Human Rights Watch に話したところでは、立件数を減らすために犯罪被害届を受理しないということである。立件に向けて時間又は犯罪性が不十分な容疑者には拘禁、拷問及び虐待行為を利用して処罰したり、虚偽とわかっている場合でも事件をでっちあげたり自白を強要したりするという。[26g] (p5-6)

- 9.08 HRW 報告書の続きによれば、

「インドでは文民警察官の数は住民 1,037 人に対しわずか 1 人という状況にあり、住民 558 人当たり警官 1 人というアジアの地域平均及び 333 人当たり警官 1 人の世界平均を大きく下回る。 (p7)

「警察インフラは老朽化が進む一方である。インド国内の朽ちかけた植民地時代の警察署及び派出所は設備が不十分で、警察車両、電話機、コンピュータが不足しており、必要な文房具が不足する場合さえある。警察の厳しい人員不足は、既に逼迫状態にある警察への更なる要求によって悪化する一方である。警察官は通常、『要人』 – たいていは政治家、実業家及び芸能人の護衛に配置される。上級警官は下級職員を勤務員、ひどい時は専用の家事使用人代わりに使っている。」 (p7)

「警察の職務能力は訓練が不十分なために著しく損なわれている。[非幹部職] 警官の場合は 6 カ月間の入署前訓練は軍隊形式であり、身体的適合性訓練、[行進] 及び記念式典パレードを中心に行われる。」 (補助捜査官が HRW に話したところでは、同者が受けた訓練では犯罪捜査作業は重視されなかったということである。) (p32))

「インドの一部の地域では、現役警官の訓練はほとんど行われない... 警察官が異なる技能を要求される地位に昇進する場合でも、補足訓練を受けないことがある。」 [26g] (p33)

#### 9.09 USSD 2008 報告書によれば、

「警察内には汚職が蔓延しており、多くの政府高官の知るところであった。どのレベルでも警察官の行為は責任を問われることがなく、違法行為について説明責任を負わせる事例は極めて稀であった。警官の犯罪で有罪になる場合は、処罰は多くの場合転勤であった。人権活動家及び NGO の報告によれば、警察業務を依頼するには大抵の場合賄賂が必要である。」 [2e] (第 1 節 d)

#### 9.10 Human Rights Law Network (HRLN) の 2009 年 8 月の報告書によれば、

「ほぼすべての州警察委員会と National Police Commissions は、党派意識による政治家の不正行為があったことを明らかにした。警察官は政治家に逆らえば異動させられることを認識しているため、不当な命令でも政治家には従わざるを得ないと思っている。警察は一般的に、任命、懲戒処分、給与、在任期間、物理的条件、転居等について行政府に多分に依存している。このため、警察組織は政治的影響を受けるだけでなく、現与党議員の地位を利用して、政治的少数派、貧困層、指定カーストや指定部族、さらに弱者層全般に不利な状況を作っている。」 [22a] (p9)

- 9.11 2009 年 8 月の HRW 報告書が論じたところによれば、「最高裁判所は 2006 年、Prakash Singh and Others 対 Union of India and Others の裁判において、政治的介入を軽減するための新たな警察法を制定することを命じる画期的な判決を下した。残念ながら、中央政府はもとより多くの州政府も今のところこの裁判所命令を実行していない。 [26g](p8)
- 9.12 2009 年 8 月の HRLN 報告書は Transparency International India の 2005 年報告書を引用した。同報告書に調査結果によれば、その年を通じて法的サービスを受けるために警察官に賄賂を支払った世帯はインド全世帯の 10 分の 1 を超え、警察と関与した回答者の 87%が警察の腐敗を実感していた。HRLN は Asian Human Rights centre の報告も引用した。それによると、「腐敗体質は蔓延しているだけでなく、公然と行われている。賄賂献金者の 81%は仲介者を通さず警察官に直接手渡したと報告した。これは、賄賂そのものが制度化され、場合によっては逸脱行為と思われることさえないことを示している。」[22a]

第 19 節: 汚職も参照のこと。

## 内務省に所属する準軍事部隊と中央警察組織

- 9.13 内務省は複数の準軍事組織並びに国内諜報機関を指揮下に置いている。(USSD 2008) [2e] (第 1 節 d) 準軍事組織には、Border Security Force、Railway Protection Force、Assam Rifles、Central Reserve Police、Central Industrial Security Force 及び Home Guard などがある。集権警察組織には前記の Central Bureau of Investigation、Bureau of Police Research、Intelligence Bureau 及び Indian Police Service などがある。(WPE、2006) [110]

### Central Reserve Police Force (CRPF)

- 9.14 インドに関する Jane's Sentinel の国別リスク評価によれば、「CRPF は国内治安維持を職務とし、全国に配置可能である。[58a](治安部隊と外国軍) Jane's によれば、CRPF は合計 180,000 人の警官を擁する 191 の大部隊で構成される。191 の大部隊のうち 173 部隊は「上級職」つまり事務職である。主な職務は以下の通りである。
- 各州の国内治安維持活動を支援すること



- 選挙監視
- 国際平和維持軍 (スリランカ、ハイチ、ナミビア、コソボ及びソマリアが含まれた)への参加
- 環境保護 (CRPF の『 Green Force』として)、及び 救助救援活動。
- 救助及び救援活動」 [58b] (治安部隊と外国軍)

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

## 国軍

9.15 2009 年 1 月に更新された米 국무省のインドに関する予備情報によれば、「インド軍の最高指揮権はインド大統領に付与される。国防及び軍に関する政策全般は、内閣によって作成及び承認される。」 [2a] (国防)

9.16 2009 年 2 月 5 日に更新された CIA World Factbook の報告によれば、インド軍は陸軍、海軍(海軍航空隊を含む)、空軍 (Bharatiya Vayu Sena)及び沿岸警備隊で構成される。 [35]

9.17 Jane's のインドの国別リスク評価の記述によれば、

「..兵力 1,100,000 余を擁し世界第 3 位の規模を誇るインド軍。元正規兵で予備期間 5 年の第一線予備兵 300,000 人及び予備期間が 50 歳までの予備兵 500,000 人を保有する。直轄領軍は第一線部隊 40,000 人と第二線部隊 160,000 人を保有する。これには海兵指令軍兵 1200 人及び 7000 人が含まれる...軍の主な役割は、外的脅威から州の領土的一体性を保護することであり、インド国境のおよそ半分の 16,500 km は中国、パキスタン及びバングラデシュとの争奪対象であるため、これは重要な任務である。」[58c]

## 防衛省に所属する準軍事部隊

9.18 上記の組織には Coast Guard Organisation 及び Defence Security Force があり、国内の防衛省施設の警護を担当する。 [79b]

## その他の部隊



9.19 USSD 2008 report の記述によれば、

「政府機関は Jammu・Kashmir 州政府に降伏し、所有兵器を警察の補助部隊の一部として使用した元分離主義ゲリラの戦闘司令部に資金を提供し、その指揮権を獲得した。NGO によれば、これらの部隊では兵力や後方支援及び戦術上の支援として子供も利用された。信頼できる申立てによれば、降伏したインド東部及び中央部を拠点とするナクサライト(毛沢東主義過激派)は武器を保有し、反人民戦争派(PWG) 幹部」として警察に協力し、他のナクサライト及び毛沢東派と関連した人権活動家を殺害した。警察はこの申立てを否定し、かかる殺害行為を PWG の内部抗争によるものとした。」 [2e] (第 1 節 a)

9.20 2009 年 5 月に公表された 2008 年度の出来事を網羅する Amnesty International の年次報告書によれば、

「Chhattisgarh 州では、毛沢東主義武装集団と、州政府の支援が周知である民兵組織 Salwa Judum の支援を受ける国軍間の衝突が続いた。この武力集団は州政府の支援を受けているというのが大方の見方である。いずれも一般市民、主に adivasis を標的にし、殺人、拉致及び拷問その他の虐待行為が報告された...[2008 年]11 月、インドの National Human Rights Commission (NHRC) は Salwa Judum と毛沢東主義武装集団による人権侵害の報告を検証するための 1 カ月に及ぶ取材調査結果を提出した。NHRC の調査結果によれば、人権侵害は国軍及び毛沢東主義武装集団の両方に責任がある。人権擁護組織はこの結果について、NHRC は Salwa Judum が行った侵害事件の調査を十分に実施しなかったと批判した。 [3e]

## 治安部隊による人権侵害

9.21 2009 年 8 月の Human Rights Watch の報告書によれば、

「国内メディアを通じては警察の人権侵害に関する申立てが頻繁に報告されたが、インド政府によれば、2003 年から 2007 年の間に提出された警察への異議申立て 282, 384 件のうち、警察署、治安判事又は司法機関の尋問を受けた事件はわずか 28%であった。同じ期間を見ると、上級職員が関与した起訴事件 8, 736 件のうち審理が完了したのはわずか 1,070 件で 有罪判決を受けた上級

職員は 264 人であった。確証はないが、このデータが示すように、人権侵害に関与した上級職員の訴追が公表された成功したにもかかわらず、警察の多くは相変わらず免責特権を規範とする環境の中で活動している。

[26g] (p100)

- 9.22 NGO の Asian Centre for Human Rights (ACHR) が 2008 年報告書の中で述べた通り、反政府勢力に対応する意図で国軍が実行した犯罪(人権侵害罪)に関する正式な統計データはない。「犯罪統計データの収集を担当するのは内務省の National Crime Records Bureau (NCRB) である。しかし、国軍関連の犯罪データを整備する義務はない。これと同じことが National Human Rights Commission にも当てはまる。」同報告書の主張によれば、インドで報告される人権問題は、実際に発生した事件のごく一部にすぎない。[18a] (pVI)

- 9.23 インドの報道雑誌 *Frontline* は 2009 年 11 月 6 日付の記事の中で、治安部隊は 1990 年代から戦術を変更してきたと述べた。それによると、

「ナクサライトへの支援容疑を受けた全被疑者に対する拷問及び強制自白を意味する恐ろしい『包囲捜査』作戦が終了した。深夜の逮捕事例や反体制派ナクサライトの親類縁者に対する家屋破壊及び追放事例は見られなくなった... こうした措置は最も周知の手段 – 処刑を用いる場合でもその前段階として行われていた...婉曲的な表現で偽衝突殺人と呼ばれる超法規的処刑は社会の多くの部門で容認されないものである。これらは毛沢東主義派による殺人に対しても同じ様に反対している。

「警察幹部はこの手法の無差別的利用が、こうした社会集団との距離を深めていることを痛感するようになった。交戦条件を変えるためにはこの集団の参加が不可欠である。」 [19b] (p18-19)

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

## 超法規的処刑

- 9.24 USSD 2008 報告書によれば、

「政府及び政府職員が、犯罪容疑者又は反乱分子の容疑者の超法規的処刑を含め、恣意的又は非合法的殺人を実行したとする信頼できる報告書が複数あった。

インド北東部、特に Assam 州と Manipur 州では、高い確率で武力衝突中の死が発生した。同報告書では、Jammu・Kashmir 州、Maharashtra 州及び Chhattisgarh 州で起こった武力衝突中の死も報告された。拘禁中の死亡は依然として深刻な問題で、政府当局は頻繁に告訴を延期した。」 [2c] (第 1 節 a)

9.25 Human Rights Watch の 2009 年 8 月の報告書によれば、 [26g]:

「インドの警察で実行される違法な処刑は大きく分けて次の 2 つに分類できる。1 つは拘禁中の拷問又は処刑による被疑者の死亡で、警察は全責任を否定し、逆に他に死因があると申立てた。もう 1 つは『偽衝突殺害』として周知であり、警察は殺人であることを承認するものの、あくまでも正当防衛又は被疑者逃亡を防ぐ上での行動だと不当な申立てを主張する... インドの一部の地域では、警察は免責特権を利用して両方の殺人が実行されている。(p86)

「警察が事件への関与を認めたが違法行為であることは否認した擬衝突殺人の正確な発生頻度はわからない。2007 年のインド政府の報告によれば、警察は民間人 250 人の命を奪い、616 人に怪我を負わせた。2006 年を見ると、警察は 472 人の命を奪い、432 人を負傷させた。(p91) ... National Human Rights Commission は、2005 年以降の警官の発砲による死者数について、全国データを公表せず、その年に受理した擬衝突殺人の申立ては 84 件であったと報告した。(p91-92)

「Human Rights Watch の立場では、警官が実行又は虚偽の報告をした銃撃戦ではなく、警官が純粋な防衛行為として行った発砲による事件が何件であるかを決定することはできない。伝えられるところによれば、発砲行為の半分は強盗又は武装強盗の逮捕、作戦又は『対個人』作戦、警察の説明に同意又は反論し得る公平な目撃者が関与しない状況において行われた。<sup>313</sup> インドでは警察側も銃撃事件で多くの警官を失った — 主に『過激派/テロリスト』掃討作戦で 2007 年には警官 59 人、2006 年には警官 64 人が死亡した事実があり、これはかなりの数の警官が銃撃戦に関与したことを示唆するものである。」

[26g] (p91)

9.26 インドの報道雑誌 *Frontline* が治安部隊による超法規的処刑について 2009 年 10 月 9 日発行誌の特集記事の中で述べたところによれば、「擬衝突に関する論争の焦点になっているのは衝突中の殺害という言葉の合法性である。偽衝突だけを違法だと指摘する者は、警官による衝突殺害は文明社会で容認されない

存在であるという公共認識を支持しているようである。いわゆる純粋な衝突殺害が擬衝突殺害と同様に違法であるという事実を正しく認識する者は少ない。」 [19a]

- 9.27 ACHR が 2008 年 6 月 25 日に公表した報告書 *インドの拷問 2008: 否認の国家*の中で述べたところでは、「2002 年から 2007 年にかけて合計 7,468 人が刑務所及び警察拘置所内で死亡したか殺害された。反政府勢力の活動地域では、陸軍、連邦政府軍及び州の準軍事組織による拘禁中に、少なくとも同じ数の被疑者が殺害された。この多くは拷問によるものである。」 [18c]

- 9.28 USSD 2008 によれば、

「人権擁護団体によると、Jammu・Kashmir 州の治安部隊はテロリストや反政府勢力及びその支持者と疑われる個人を標的にしたが、超法規的処刑及び拘禁中の死の重大性に関するデータが受領された事実はあまりなかった...Kashmir で活動する NGO によれば、Jammu・Kashmir 州では[2008 年]を通じて治安部隊が関与した超法規的処刑は 7 件あった。Public Commission on Human Rights によれば、2002 年に Jammu・Kashmir 州新政府が選出されてから、73 件の捜査命令が出されたが、政府が情報を受理したのは[2008 年]を通じてわずか 6 件であった...Jammu・Kashmir 州で申立てられた拘禁中及び武力衝突中の死亡事件を調査した Justice Makhan Lal Kaul Commission of Inquiry が受理した異議申立てはわずか 5 件であったが、4 月 10 日に、調査期間が 2 カ月間延期された。委員会は調査を完了できなかったという理由でさらなる延期を要請した。」 [2e] (第 1 節 a)

- 9.29 2007 年の事件を網羅した Freedom House の *世界の自由 2008, Kashmir (インド)*によれば、

「Kashmir では、およそ 600,000 人のインド軍治安警察官が、過激派容疑者とその支持者と目された民間人の恣意的な逮捕と拘禁、拷問、「失踪」及び拘禁中の殺害を行っている。政府は対反政府活動の一環として、元過激派で構成される親政府民兵団を組織し武器を提供した。この集団の構成員の行為は罰せられることなく、伝えられるところによれば、親パキスタン派の民兵及び市民に対し様々な人権侵害を行った。」 [43b]

## 恣意的逮捕と拘禁

### 9.30 Human Rights Watch (HRW) の 2009 年 8 月の報告書によれば、

「警察は特定種類の犯罪と関係した(法律は『関与した』という表現が用いられる)『正当な容疑』を持つ個人、若しくはかかる関与について『正当な異議申立て』又は『信頼できる情報』のいずれかを受けた個人に対し、令状なしに逮捕する幅広い権限を有する。これには『正当な理由で盗品と疑われる』可能性がある物品の所持者も含まれる。警察は特定種類の犯罪を計画していると認識する個人についても、令状なしに逮捕することができる...[刑事訴訟法]では、法に定める手続きに従って逮捕及び拘禁を実行することが義務付けられる。従って、恣意的である場合、つまり違法に実施される場合、若しくは明らかに過度で不当であり、差別的又は予測不可能な場合の逮捕及び拘禁は禁じられる。

「Law Commission of India によれば、国内法は『逮捕と拘禁について、広い範囲に適用可能な、場合によっては絶対的、又別の場合には指図を受けない恣意的権限を警察官に与える。』(無令状逮捕権限を警察から剥奪する 2008 年の刑事訴訟法改正措置はまだ効力を持たない。)複数の調査で実証されたように、警官の多くはこの権力を乱用して十分な証拠なしに被疑者を逮捕し、十分な法的手続きを踏まずに拘禁した。

「人権擁護団体の述べるところでは、警察は地元有力者の依頼又は他の形態の汚職行為により個人に濡れ衣を着せて逮捕及び拘禁することがよくある。

Human Rights Watch が資料に掲載した事件では、...被告の説明によれば、警察当局は被疑事実を偽装し、国際法及び国内法の下では逮捕も拘禁も違法とされる正規の手続きを踏まない訴状を作成した。」 [26g] (p57-59)

### 9.31 USSD 2008 報告書によれば、

「実際のところ、警察は恣意的拘禁及び隔離拘禁を日常的に利用し、特に極貧の被拘禁者に関しては、自白を引き出す意図で弁護士との接見及び医療診断を認めなかった。低カースト層は他に比べて違法に拘禁される可能性が高かった

た。政府は処罰の代わりに被害者家族に金銭的補償を提供する方法で治安職員の起訴を避ける傾向があった。軍事裁判制度に不信を抱く被害者又はその家族が訴訟を民事法廷に移転するよう陳情する事例もあった。NHRC には軍事裁判所を含め、裁判所に対する管轄権はない。」 [2e] (第 1 節 d)

#### 9.32 Freedom House の世界の自由 Kashmir (インド) 2008 報告書の報告によれば、

「...政府と治安部隊は、拘禁の却下等の裁判所命令を頻繁に無視する。広い適用範囲で作成された 2 つの法律— 国軍特別権限法と動乱地域法— は、インド軍が令状なしに被疑者の家宅捜査及び逮捕を行うこと、被疑者の発見時の射殺、過激派の隠れ家と目される家屋又は武器の破壊を可能にする...インド軍の職権乱用に対する免責特権が常例になった理由の 1 つとして、いかなる告訴手続きも特別権限法の下にインド政府の承認を必要とする点が挙げられる。ただし、2007 年には起訴された事例もあった。2007 年 2 月、衝突中の死を装った殺人と分かる犠牲者が発覚し、これを刺激剤として異例の徹底捜査が行われ、幹部職員 1 人と元最高責任者 1 人を含む少なくとも 18 人の警察関係者が有罪判決を受けた。別の前向きな展開としては、州政府は 4 月、拘禁中の殺害ならびに武力衝突中の死を装った殺人を徹底調査する尋問委員会を任命した。だが、その後も他の事件が約数千件発生し、権利擁護団体は最近の捜査が政策の本格的変化を示すものだったかどうかについて疑念を表明した。州の人権委員会は年に数件(発足から受理した苦情は数百件に及ぶ)の異議申し立てを調査するが、不十分な人材及びインフラは委員会の障害になっている。また、同委員会は軍その他の連邦治安部隊の職権乱用を直接調査することができない上、発覚した人権侵害行為を罰する措置を講じることができない。」 [43b]

#### 9.33 『インド: 国軍特別権限法の廃止』と題する 2007 年 11 月 20 日の Human Rights Watch の資料によれば、:

「国軍特別権限法(AFSPA) は、対反政府勢力作戦において逮捕から射殺、さらに財産の差押え又は破壊に至る様々な権限を軍部に付与する。軍幹部は、国軍を配備するのは、国の安全が武装反乱軍によって重大な危機に瀕した時だけであるため、各部隊にはかかる権限が必要だと主張する。そうした状況では非常措置が要求されるというのである。Jammu・Kashmir 州及び北東部 7 州で数十年間にわたって施行されてきた AFSPA は、軍が犯した殺人その他の重大な人権侵害について免責特権を定めている...AFSPA の条文によれば、いかなる訴訟手続きも中央政府の許可なしに開始することはできない。このような許可が認められるのは極めて

稀であり、これは人権侵害に対する告訴からの免責を軍に与えている様なものである。」

(第 13 節、逮捕と拘禁 – 法的権利を参照。

## 拷問

9.34 USSD 2008 報告書によれば、「拷問は法の禁じるところであり、強要された自白が裁判所で証拠能力を発揮することを概ね禁じているが、申立てによれば、治安当局は金銭の要求や自白の強要のために、拷問を簡略処罰として利用したという申立てがあった。一部の事例では、こうした自白がその後死刑を裏付ける証拠として利用された。」 [2e] (第 1 節 c)

9.35 Freedom House の世界の自由 2008 インド編によれば、「警察は、自白又は賄賂を強要する意図で頻繁に被疑者を拷問若しくは虐待する。民間人受刑者、特に少数派や低カースト層に対する日常的虐待であるが、女性拘禁者の拘禁中の強姦は依然として問題である。」 [43c]

9.36 Human Rights Law Network が 2009 年 8 月に公表された報告書の中で述べたところによれば、

「ある推定によれば、インドで発生する拷問、虐待及び非人道的行為の事例は毎年 180 万件に上る。このうち実際の起訴件数は驚くほど少ない。(報告される)拘禁中の死亡は(報告されたものだけでも)毎年およそ 1,500 件を数えるが、この件で有罪判決を受けた警察官は、2004 年は 4 人で 2005 年は 3 人だけであった。起訴件数は極めて低く、2004 年はわずか 37 人、2005 年はさらに減って 25 人だけであった。」 [22a] (p12)

9.37 Human Rights Watch (HRW) がインドの警察について 2009 年 8 月の報告書の中で述べたところによれば、被害者の聞き取り調査の中で最も多く聞かれた形態の虐待は警棒又は *lathis* (木刀) による殴打であった。治安部隊が行った他の形態の虐待には、電気衝撃による虐待、睡眠剥奪、踵の殴打及び長時間にわたる苦痛な姿勢の強要などが挙げられた。[26g] (p68-69) 社会的に周縁化されたコミュニティは特に街頭での殴打を受けることが多かった。(p74) HRW 報告書が伝えたところでは、警官が犯罪被疑者を殴打する共通の理由は、『犯罪の解決』と『起訴事実の立証』に向けて供述その他の情報を引出すことであった。た



だし、通常の場合は、警察の勾留下で行った供述は有罪の証拠として認められない。(p81) 警官は HRW に対し、殴打の目的は犯罪者の罪を正し再犯を防ぐことでもあると話した。(p85)

- 9.38 HRLN の記載によれば、National Human Rights Commission の統計データから 7,468 件の死亡事件を確認したが、NHRC のデータは高齢又は病気等の『普通の』拘禁中の死亡と拷問等の他の原因による死亡が区別されていなかったということである。 [22a] (p12)

- 9.39 Asian Centre for Human Rights が 2008 年 6 月 25 日の報告書『の中で述べたところでは、

「拷問の広範囲の行使は武力紛争と無縁の地域でも慣行化されており、これを説明する唯一最も重要な要因は、蔓延する免責体制である。2004 年を通じて拘禁中の死亡について有罪判決を受けた警官はわずか 4 人で、2005 年は 3 人だけであった...インドは 1997 年に拷問禁止条約に署名したが、その後、批准はしなかった。」 [18c]

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

## 苦情処理機関

- 9.40 Human Rights Law Network (HRLN) が 2009 年 8 月の報告書の中で述べたところによれば、インドには警察への苦情を扱う国レベルの外部機関はない。2006 年 9 月 22 日の最高裁判所命令では、地元警察苦情処理委員会の設立が全州に指示された。しかし、2009 年までに警察苦情処理局を利用可能にしたのは 18 州だけであった。HRLN によれば、処理局の義務は州ごとに異なり、いずれの機関も裁判所の指示を全面遵守していない。 [22a]

- 9.41 HRLN の指摘によれば、多くの場合、警察官は警察内部の規律調査を行う責任を負っている。通常、懲戒免職を提示するのは上級職員で、後日処罰を発表するのも上級職員である。 [22a] HRLN が補足したところによれば、「警察法[法令]はいずれも、警察官が享受する権限を規定しているが、被害住民が警察不正行為に対して講じ得る手続きについては...一言も規定していない... 確かに、



住民は警察署に出向き、警察官への苦情を提示することができるが ...これが正式に受理されることはほとんどない。」 [22a] (p5)

## National and state human rights commissions

第 18 節: 人権機関を参照のこと。

9.42 2007 年に関する USSD 国別報告書によれば、

「国内の主な人権組織は政府が任命した NHRC [National Human Rights Commission]で、政府から独立して活動し、政府の諸機関及び諸活動に対する強い批判を頻繁に表明した.....NHRC は軍に対する訴えを調査した上で、職権乱用の被害者に補償するよう提言することはできたが、強制することはできなかった...」 [2c] (第 4 節)

9.43 USSD 2008 報告書が伝えたところによれば、

「内務省の統計データによれば、NHRC が 2005 年を通じて受理した人権侵害の苦情件数は、警察官が 28,378 件、国軍が 100 件、準軍事組織が 82 件であった。[議会は 2006 年]、国軍の人権侵害に対する申立てを調査する権限拡大に向けた努力の中で NHRC が提言した、1993 年人権保護法の修正を実施した。NHRC は過去 3 年間[2006 年から 2008 年まで]を通じて、このような侵害事件を 289 件調査し、その結果 警察官 59 人が起訴され、うち 19 人が有罪判決を受けた。」 [2e] (第 4 節)

9.44 *Frontline* 誌は 2009 年 10 月 9 日発行誌に掲載した超法規的処刑に関する報告書の中で、NHRC の人権侵害犯罪調査の記録を問題にし。それによれば、

「1993 年の創設からこれまでに警察が NHRC に報告した衝突殺害 1,502 件のうち、警察の主張が誤りと確認され、遺族に賠償金が支払われたのはわずか 12 件であった...同じ期間に受理された擬衝突殺害に対する異議申立て 1,262 件を見ると、NHRC が事実を確認し、犠牲者の遺族に賠償金が支払われたのはわずか 11 件であった ...NHRC のデータを見ると、1993 年以降に発生した擬衝突殺害は 23 件しかなかったことになる。実に驚くべきことに、Andhra Pradesh 州ではこの期間に NHRC が事実確認を行った衝突殺害事件は 3 件しかなかった... [19a]

- 9.45 HRLN の 2009 年 8 月報告書で論じられたところによれば、「州の人権侵害処理委員会は...職務の重圧に押しつぶされている。同委員会の目的は様々な人権侵害事件を処理することであるが、警察の問題に集中して処理するだけの能力も人材も備わっていない。」 [22a] (p10)

## 裁判所

- 9.46 異議申立て者は警察から受けた危害について警察官を直接訴えることができる。提訴は国から警察官に起こされることもある。公益訴訟の形態を取る場合もある。証拠が違法な手段、例えば令状なしの捜査や自白の強制によって得られた場合は、判事はその個人に対する有罪判決を拒否することができる。しかし、警察官の自己行為に対する免責特権の要求を反映した刑事訴訟法第 197 節と同様に、訴訟費用や裁判所の未処理事件は審理の障害になっている。(HRLN、2009 年 8 月) [22a]

第 12 節: 司法 も参照のこと。

## 警察署での苦情処理

- 9.47 2009 年 8 月に公表された Human Rights Watch 報告書によれば、
- 「FIR [第 1 回情報報告書- 刑事事件の初動調査記録] は侵害事件が起こった警察署に出頭し、実行した警官と対面しなければならないため、この時点で警察の個人に対する脅迫又は嫌がらせ行為が発生する可能性は極めて高い。侵害行為を隠蔽しようとする警察官は FIR の登録を拒否する、若しくは侵害行為に関する不正な記録作成及び偽証を行う可能性がある。拘禁中の死亡の場合では、警察官は遺体が焼却され、検死命令が出せなくなるまで FIR の提出を引き延ばすこともある。」 [26g] (p102)
- 9.48 同じ報告書によれば、「資料に記載した事件では、人権侵害被害者が警察官の報復を恐れて刑事事件を訴追しない事例もあった。所属コミュニティで発生する警察その他の機関による嫌がらせ及び脅迫行為について多数の犠牲者から説明を受けた。」 [26g] (p102)

第 7 節: [国家及び州人権委員会](#) 及び第 18 節: [人権機関、人権組織及び人権活動家](#)も参照のこと。

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 10. 兵役

10.01 現在インドには、徴兵制又は強制的兵役はない。(The Hindu、2008 年 1 月 20 日) [60e]; (War Resisters' International、2008 年 2 月) [21b]

10.02 少年兵世界報告 2008 によれば、

「軍事法では最低徴兵年齢は規定されなかったが、2004 年半ばに、政府軍への徴兵最低年齢は 16 歳から 17 歳 6 カ月に引き上げられた。しかし、選択議定書批准に関するインドの 2005 年 11 月声明には、最低年齢の引上げは反映されず、それによれば最低徴兵年齢は 16 歳であった。ただしこの声明には、兵士は入隊及び必須訓練期間終了後、18 歳に達した時点で初めて実戦地域に送られるという政府の方針を復唱する明確な文章が記載されている。」

10.03 軍事法 1950(1992 年改正) の第 39 節の定めるところによれば、無許可離隊者は男女の別に関係なく、軍法会議への出頭を求められることがあり、場合によっては 3 年以下の禁固刑に処される。同法第 38 節の条文によれば、従軍中(つまり敵軍との実戦に従事する期間)又は従軍命令下の脱走に対する最も重い処罰は死刑である。他の状況下での脱走は 7 年以下の禁固刑が科される。同法第 38 及び第 39 節に加え、特定の脱走又は無許可離隊事例には第 105 節、第 106 節並びに第 122 節が適用されることもある。軍事法 1950 は 1992 年の改正事項を含め、[http://www.commonlii.org/in/legis/num\\_act/aa195074/](http://www.commonlii.org/in/legis/num_act/aa195074/) で閲覧することができる。 [111]

目次に戻る  
出典リストへ

## 11. 非政府武装集団

### 武装集団の概観

- 11.01 2008 年 1 月に公表された HRW の 2008 年報告書インド編によれば、「インドの多様な民族アイデンティティ及び地域アイデンティティは、深く根付いた経済的・社会的苦境と相まって、暴力的な反政府勢力とその武装闘争の原動力であった。過激派集団は頻繁に民間人を標的とし、拷問や強奪行為を繰り返している。」 [26b]

### ナクサライト (毛沢東主義派)

- 11.02 2009 年 10 月、Manmohan Singh 首相はナクサリズムを『インドの国内治安に対する最大の脅威』と呼んだ。」 (The Hindu 紙、2009 年 10 月 12 日) [60]
- 11.03 インドの報道雑誌 *Frontline* が 2009 年 11 月 6 日付け発行誌の中で述べたところによれば、非合法化されたインド共産党(毛沢東主義派)はー 国内 626 県のうち 231 県で活動するー 20,000 人を超える武装組織をその指揮下に置くと推定される。同誌によれば、

「歴史的に見ると、毛沢東派抗議運動が初めて勃発したのは 1967 年で、これを境に警察隊と毛沢東主義派との交戦が激化した。[2004 年 10 月]に 2 つの有力なナクサライト集団が合併したことで、2004 年に CPI (毛沢東主義) が結成され、交戦状態はその後 5 年間にわたって激しさを増している。

「[毛沢東主義派] の主張によれば、その活動は極貧層及び貧困層間を中心に受入れられている。」 (p4-8) 「[毛沢東主義派]は社会の過酷さー 上位カーストの地主や無神経な上級公務員等から与えられた残虐行為に抑圧されてきた人々の気持ちを燃え立たせている。 [19b] (p16)

「CPI (毛沢東主義派)は [『 People's Liberation Guerilla Army』]を介して、国内の様々な地域で過激な行動を起こした。これにはこの組織の拠点である Jharkhand 州、Chhattisgarh 州及び Orissa 州や、奪われた活動地域を取戻した Maharashtra 州 Gadchiroli 地域、さらにこの 2 年間で侵略した West Bengal 州の一部などが含まれる。

「[この] CPI (毛沢東主義派)は、数十万人の支持者[1 *lakh* は 100,000。] の他に、20,000 人の武装路線指導者を擁する。武装路線指導者の数は過去 5 年間で 2 倍になった。内務省高官は、これは反政府部隊としては前例のない規模であるとし、Jammu・Kashmir 州で活動する過激派集団の武装系指導者は、最盛期でもせいぜい 3,000 人程度であったと指摘している。 [19b]

11.04 *Frontline* の取材に応じたインド政府と毛沢東主義派の幹部はいずれも、今後数年間はこの敵対関係が続くだろうと予測した。これに対し、治安部隊は 2009 年 10 月に 大規模な攻撃を計画していると報じられた。 [19b] (p4-8)

11.05 2004 年 10 月、2 つの有力なナクサライト集団 Maoist Communist Centre (MCC) と People's War Group (PWG)が併合され、Communist Party of India-Maoist (CPI-Maoist)が結成された。 (Jane's Sentinel の治安評価、2008 年 12 月 1 日 ) [58e]

11.06 Human Rights Watch が 2008 年 7 月付けの報告書『中立こそ最大の罪』の中で、Chhattisgarh 州政府、州自警団及びナクサライトによる虐待について意見したところによれば、

「インド中部 Chhattisgarh 州では、それまであまり知られていなかった紛争が 2005 年 6 月以降に急激に悪化し、数百もの村落が破壊され、数万人の住民が家を奪われた。武装毛沢東主義勢力と自警団、通称 *Salwa Judum* を含む政府治安部隊との命懸けの主導権争いに巻き込まれた州民は、殺人、拷問及び強制避難等の様々な人権侵害に遭遇した... 多くの場合ナクサライトと呼ばれる毛沢東主義勢力による武力活動は 40 年間に及び、その範囲は国内 13 の州に広がっている...南部 Chhattisgarh 州 で発生した有名なナクサライト抗議運動は、ナクサライト撲滅を目指す州管轄下の自警団 *Salwa Judum* を生むきっかけになった。*Salwa Judum* の活動は急速に何百もの村落に広がった ...*Salwa Judum* の団員は政府治安部隊の積極的な支援の下に、ナクサライト親派と疑われる村民数百人に武力攻撃を行うと共に、自警団活動に向けて村民を強制徴用し、国営 *Salwa Judum* 収容所に配置した... ナクサライトはこの積極的な政府支援撲滅運動に対し、*Salwa judum* 収容所の襲撃の他、*Salwa judum* 指導者又は支持者、警察密告者又は補助警察隊に任命された収容所住民とみなされる人物の拉致及び処刑で報復した。 [26e]

## Jammu・Kashmir 州

- 11.07 2007 年 10 月 17 日に更新された Jane's Sentinel のインドのリスク評価、 非国家武装集団によれば、

「パキスタン領 Kashmir 州内に常駐する多様な集団は、1988 年以降インド領 Kashmir 内及び支配線 [インド領地域とパキスタン領地域の Kashmir を分割する分断線]を超えて 血みどろの闘争活動を行ってきたが、現在は小型武器や簡易爆発物を利用して治安部隊を襲撃するようになり、最近では低階級の政治家暗殺まで行った。」 [58d]

- 11.08 South Asia Terrorism Portal (SATP) のウェブサイトは、Jammu・Kashmir 州で活動する反政府勢力及び過激派集団の詳細を提供する。

[http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/states/jandk/terrorist\\_outfits/index.html](http://www.satp.org/satporgtp/countries/india/states/jandk/terrorist_outfits/index.html)

## 北東部州

- 11.09 2007 年 10 月 17 日に更新された Jane's Sentinel のリスク評価によれば、

「1950 年代以降、北東部では複数の反政府勢力が活動を展開した。インド北東部 7 州(『セブン・シスターズ』)は、バングラデシュ北部の幅 20km の Siliguri 回廊でインドの他地域と結ばれており、資源は豊富だが、州民( 多くが Naga 族、Bodo 族、Asomese 族、Manipuri 族及び Tripuran 族である)は、インド政府に搾取されたと考えており、多数の階層が構成する様々なコミュニティの主張によれば、政府は州民がそれについて当然受け取るべき経済的報酬を提供しないと主張する。通常は土地を求めてやって来るバングラデシュの経済難民の流入は途絶えることなく、これは社会的混乱をもたらすだけでなく、部族民や農民の生計手段をも脅かしている。歴代州政府及び連邦政府はこの状況に対処しなかったと言われており、その怠慢にも怒りの声が集まっている。つまり、北東部は農産物や鉱物の生産性が高いだけでなく、反乱分子の繁殖力に優れた培養地でもあり、1947 年の独立直後に Naga 族がインド政府に起こした最初の反乱で明らかになった民族主義傾向に乗じる十分な準備が整っていた。イン政府への脅威は Kashmir 反政府勢力

に比べれば小さいが、この勢力が自覚する自律性と現地の強力な支持により、政治的解決が成功する可能性は極めて低い。」 [58d]

- 11.10 2009 年 7 月に公表された Freedom House の報告書、*世界の自由 2009* で報告されたように、「インド北東部 7 州では、40 派を超える反乱勢力が – 所属する民族又は部族集団の自治権の拡大又は完全な独立を求めて – 治安部隊を襲撃し、部族間衝突を繰り返している。この反乱勢力は多数の爆破事件に加え、一般市民の殺人、拉致誘拐及び強姦に関与しており、広い範囲に根を張る恐喝組織も動かしている。」 [43c]

### ムスリム組織

- 11.11 International Institute for Strategic Studies (IISS)はインドのイスラム過激派と題する 2009 年 4 月付けの記事の中で、「インドでは複数のムスリム組織がジハード運動を展開した」と述べた。その詳細は以下の通りである。

- 南部 Kerala 州で結成された Al-Umma 。インド南部でテロ活動を行った。2007 年、指導者 Syed Ahmed Basha に終身刑が言い渡された。組織は非合法化され、現在は活動していないと思われる。
- 古くから存続する Deendar Anjuman (『宗教連盟』) 。Babri モスク崩壊後、スーフィー派は急進的になった。2000 年の爆破テロ事件後、非合法化された。
- Students' Islamic Movement of India (SIMI) は Uttar Pradesh 州で創設された。次第に急進的になり、過去 8 年間で何度も非合法化された。2008 年、39 歳の機械技師でジャーナリストの首班 Safdar Nagori が逮捕された。伝えられるところでは SIMI は LeT と連携関係にある。非合法化された時点で、正規戦闘幹部 400 人と 30 歳未満の構成員 20,000 人の組織であったと伝えられた。
- Indian Mujahideen (IM) は最も精力的に活動する集団で、多くの人命を犠牲にした 2006 年以降の爆破事件の実行犯であると言われている。2007 年 1 月に Uttar Pradesh 州の裁判所で発生した 5 件の同時爆破事件後、Babri モスクと Gujarat 州の暴動に言及し『ムスリムに対する暴力行為』に抗議する電子メールが複数のテレビ局に送信された。2008 年 5 月に Jaipur 州で発生した一連の襲撃事件後には、爆破に使用した自転車の映像を掲載した電子メールが送られた。メールのメッセージには『異教徒』ヒンドゥーへの怒りが示され、インドの経済社会構造の破壊を企む集団であると述べた上で、英



国及び米国に対し、自爆攻撃の予告脅迫を記載した。」

[124]

反政府勢力が実行した暴力行為に関する情報については、[第 8: 国内治安状況](#)を参照のこと。

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

## 人権侵害

11.12 2008 年 1 月に公表された HRW の世界報告 2008、インド によれば、「インドは複数の州で反政府勢力や武力集団による深刻な政治運動に直面している。武装集団は複数の市民襲撃、殺人、拷問及び搾取行為に関与してきた。」 [26b] USSD 2008 によれば、「テロリスト集団及び反政府勢力は、Jammu・Kashmir 州その他の北東州及びインド東部のナクサライト地帯で、対立派閥の構成員、政府治安部隊、政府高官及び一般市民を殺害した。」 [2e] (第 1 節 g)

11.13 Freedom House の世界の自由 2008 インド編によれば、

「ナクサライトの最近の拡大と影響は深刻な懸念の原因である...Andhra Pradesh 州、Orissa 州、Bihar 州、Chhattisgarh 州及び Jharkhand 州などの州の部族地域に活動を集中しており、部族民、低カースト及び土地を持たない貧困者を含め、周縁化された集団のために共産党国家を樹立することを公然の目的とする。Human Rights Watch によると、この集団は違法な税金を課金し、村民から食糧や住居を接収した上、強制徴兵や強盗さらに誘拐にも手を染めており、自身を村民の代表と主張して、孤立した農村地域への援助物資の配給を妨害した。」 [43a]

11.14 2009 年 5 月に公表された 2008 年度の出来事を網羅する Amnesty International の年次報告書によれば、

「Chhattisgarh 州では、毛沢東主義武装集団と、州政府の支援が周知である民兵組織 Salwa Judum の支援を受ける国軍間の衝突が続いた。この武力集団は州政府の支援を受けているというのが大方の見方である。いずれも一般市民、主に adivasis を標的にし、殺人、拉致及び拷問その他の虐待行為が報告された...[2008 年]11 月、インドの National Human Rights Commission (NHRC) は Salwa Judum と毛沢東主義武装集団による人権侵害の報告を検証するための

1 カ月に及ぶ取材調査結果を提出した。NHRC の調査結果によれば、人権侵害は国軍及び毛沢東主義武装集団の両方に責任がある。人権擁護組織はこの結果について、NHRC は Salwa Judum が行った侵害事件の調査を十分に実施しなかったと批判した。[3e]

- 11.15 *Frontline* 誌が Chhattisgarh 州の紛争について説明した 2009 年 11 月 4 日の特集記事の中で述べるところによれば、

「2005 年以降...部族民が多数を占める Chhattisgarh 州の森林地帯は戦場と化し、治安部隊員とナクサライト間の戦いは激しさを増している ...度重なる武力衝突はで既に 1,000 人以上の命が奪われ、これによって 644 を超える村落から大量の村民が脱出した。非難した部族民は 35 万[350,000]人に上り、このうち約 70,000 人が Salwa Judum 国営難民キャンプに身を寄せたが、他の者は警察の弾圧から逃れるために Andhra Pradesh 州又は Orissa 州の森林地帯の奥深くに逃げ込んだ。難民キャンプの部族民も決して安全ではなく、これは 2006 年 7 月に Errabore camp で起きたナクサライトによる大量虐殺事件でも裏付けられている。」 [19b] (p12-13)

- 11.16 *Frontline* によれば、ナクサライトのこれまでの傾向としては女性や子供を襲うことが多く、教育機関を標的にしたり「血に染まった犠牲者を公然とさらしたりするような」ことはなかった。しかし、最近では攻撃が無差別化していると指摘される。Bihar 州及び Jharkland 州では、最近になって学校襲撃事件が報告された。2009 年 10 月 6 日、CPI (毛沢東主義派) は警察官 1 人を身代金目当てに誘拐及び拘束したが、その後『タリバン的なやり方』でこの警察官を処刑し、逮捕された毛沢東派指導者の解放を要求した。 [19b] (p10-11)

- 11.17 Freedom House の世界の自由 2008 年の Kashmir(インド)報告書によれば、

「パキスタンの支援を受ける過激派集団は、洗練された強力な武器を装備し、次第に決死隊の展開に依存する傾向を強めており、依然として親インド派政治家、公務員、疑わしい密告者、敵対派閥の構成員、兵士さらに一般市民を犠牲にしている。およそ 1400 の過激派集団が活動しており、誘拐、強姦、強奪その他様々な形式の脅迫行為を行っている。Pandit 又は Kashmiri 系ヒンドゥーを標的とする武装攻撃は、1990 年以降の活動傾向の一部で、これによって数十万人ものヒンドゥーが脱出を余儀なくされ、今も Jammu 近くの難民キャンプで生活している。米 국무省によれば、2007 年の反政府勢力の複数回にわたる攻撃で Pandit の全家族が殺

害された。シク教徒やグジャール族等の他の宗教的少数派及び民族少数派も標的にされた... 女性は治安部隊と過激派集団の両方から嫌がらせや脅迫に加え、強姦や殺人を初めとする暴力行為を受け続けている。」 [43b]

詳細情報については、[第 16 節: 武装反政府勢力](#)、[第 17 節 01: 人権機関、人権組織、人権活動家、付属書 B 政治組織](#)も参照のこと。

[目次に戻る](#)  
[出典リストへ](#)

## 12. 司法

### 組織

- 12.01 2009 年 2 月 25 日に公表された米 국무省の人権実践に関する国別報告書 2008 (USSD 2008)の記述によれば、「司法制度は憲法上の問題の裁判権を有する最高裁判所を最高機関とし、その下に州高等裁判所、州下級裁判所及び特別法廷がある。地方裁判所は刑事訴訟及び民事訴訟の審問を行い、上訴は州高等裁判所に引き継がれる。裁判官は大統領が任命し、停年は高等裁判所が 62 歳、最高裁判所は 65 歳である。」 [2e] (第 1 節 e)

### 最高裁判所

- 12.02 2008 年 5 月 30 日にアクセスした Europa World online によれば、

「最高裁判所は大統領が任命する首席判事 1 名と 25 名以下の判事で構成され、連邦政府と各州間のいかなる係争においても専属的裁判権を行使する(ただし、加盟決定国が関与する場合は特定の規制がある)。最高裁判所は高等裁判所が本質的な法律上の問題又は憲法解釈が関係する問題のいずれかであると認定する高等裁判所の判決、決定又は命令に対する上訴管轄権を有する。最高裁判所は基本的権利を執行し、人身保護令状、職務執行令状、禁止令状、権限開示令状及び移送命令書を対象とする令状を公布することができる。最高裁判所は記録裁判所であり、それに対する侮辱罪を罰する権限を有する。

「特定期間を対象に、最高裁開廷期間に退職した判事の代理として、最高裁首席判事が高等裁判所の判事を最高裁開廷期の臨時判事に任命する規定が設けられている。最高裁判所は大統領が意見を求めて同裁判所に委任し得る疑義について助言権を有する。最高裁判所はまた、下級裁判所の無罪判決命令を翻して高等裁判所が下した死刑判決に対する上告、ならびに高等裁判所が適応性の証明書を付与した訴訟において高等裁判所が下した死刑判決に対する上告を審問する権限も有する。

「高等裁判所はさらに、高等裁判所が審問妥当性を認める上告についても、最高裁判所が定める規則に従って審問を行う。議会は法により、その後の上告権を最高裁判所に与えることができる。

「裁判官の任期は 65 歳までである。」 [1] (最高裁判所)

『司法の腐敗』 も参照のこと。

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

## 高等裁判所

12.03 2008 年 5 月 30 日にアクセスしたインド最高裁判所のウェブサイト Jurisdiction of the Supreme Court によれば、

「高等裁判所は州の最高司法行政機関である。インドには 18 の高等裁判所があり、このうち 3 つは複数州の管轄権を有する。連邦直轄地のうちデリー首都圏は唯一自身の高等裁判所を有する。これ以外の 6 つの [原文通り] 連邦直轄地はそれぞれ異なる高等裁判所の管轄下に置かれている。高等裁判所はいずれも首席判事とその他の判事で構成され、大統領が任命する場合もある... 停年は 62 歳で、最高裁判所の判事と同じ方法で転任が可能である。判事の任命に適格であるためには、インド公民であり、10 年間の司法官の役職を務めた者、さらに同様の期間同一の高等裁判所又は引き続き 2 つ以上の高等裁判所の法廷弁護士であった者でなければならない。

「高等裁判所はその管轄内の全個人に対し、基本的権利の実施その他の目的を意図して決定、命令又は人身保護令状、職務執行令状、禁止令状、権限開示令状及び移送命令書を含む諸令状を公布する権限を有する。... 高等裁判所はその管轄内のすべての裁判所の管轄権を有する...」 [73] (高等裁判所)

12.04 2008 年 6 月 1 日にアクセスした最新版 Europa World Online によれば、「高等裁判所は下級裁判所の上告裁判所であり、その決定は最高裁判所への上告がある場合を除き、最終的である。」 [1] (高等裁判所) 下級刑事裁判所は裁判を約束された全犯罪者を審理し、法に照らして公認された刑罰を科す権限を有する刑事裁判所である。大統領及び関連する地方自治体は、特赦権を行使する。(2008 年 6 月 1 日にアクセスした Europa World Online) [1] (下級裁判所)